

会社法第 801 条第 1 項に基づく開示書面

2026 年 4 月 1 日

株式会社メドレー

2026年4月1日

## 吸収合併に係る事後開示書面

東京都港区六本木六丁目10番1号  
株式会社メドレー  
代表取締役社長 瀧口 浩平

当社は、当社を吸収合併存続会社、株式会社 ASFON TRUST NETWORK（住所：横浜市港北区新横浜二丁目11番地5。以下「消滅会社」といいます。）を吸収合併消滅会社とし、2026年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行い、当社が消滅会社の権利義務の一切を承継いたしました。そのため、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条各号に従い、以下の事項を開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2026年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

- (1) 吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過（会社法第784条の2）  
当社が消滅会社の発行済株式全部を保有しておりますので、該当事項はありません。
- (2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過（会社法第785条）  
当社が消滅会社の発行済株式全部を保有しておりますので、該当事項はありません。
- (3) 新株予約権買取請求に係る手続の経過（会社法第787条）  
消滅会社は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。
- (4) 債権者の異議に係る手続の経過（会社法第789条）  
消滅会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2026年2月10

日付けで官報及び日刊工業新聞により、債権者に対して、公告を行いました。消滅会社に対して所定の期間内に異議を述べた債権者は1名もいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

- (1) 吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過（会社法第796条の2）  
当社の株主から会社法第796条の2の規定による請求はありませんでした。

- (2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過（会社法第797条）  
当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2026年2月10日付けで電子公告により、株主に対する公告をいたしました。所定の期間内に株主からの株式買取請求はありませんでした。

- (3) 債権者の異議に係る手続の経過（会社法第799条）  
当社は、第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2026年2月10日付けで官報及び電子公告により、債権者に対して、公告を行いました。当社に対して所定の期間内に異議を述べた債権者は1名もいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、2026年4月1日をもって、消滅会社における資産、負債、契約上の地位及びこれらに付随する権利義務の一切を消滅会社よりそれぞれ承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2026年4月1日以降速やかに会社法第921条の変更登記を申請する予定です。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

別紙

会社法第 782 条第 1 項に基づく開示書面

2026 年 2 月 10 日

株式会社 ASFON TRUST NETWORK

2026年2月10日

吸収合併に係る事前開示書面

横浜市港北区新横浜二丁目11番地5  
株式会社ASFON TRUST NETWORK  
代表取締役 石崎 洋輔

当社は、株式会社メドレー（住所：東京都港区六本木六丁目10番1号。以下「存続会社」といいます。）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とし、2026年4月1日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うに際して、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に従い、以下の事項を開示いたします。

**1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号）**

別紙1のとおりです。

**2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号及び第3項）**

本合併を行うにあたり、存続会社は当社の株主に対し、存続会社の株式の交付及び割当てを行いません。存続会社が、当社の発行済株式の全てを保有しているため、本合併に際し存続会社が当社の株主に対して存続会社の株式の交付及び割当てを行わないことは相当と考えます。

**3. 合併対価について参考となる事項（会社法施行規則第182条第1項第2号及び第4項）**

該当事項はありません。

**4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号及び第5項）**

該当事項はありません。

## 5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項）

### (1) 存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙 2 のとおりです。

### (2) 存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません。

### (3) 存続会社について、最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

#### a. 当社の株式の取得（子会社化）

存続会社は、2024 年 11 月 15 日に、永森太郎氏との間で、当社の発行済株式の全ての譲渡に係る株式譲渡契約を締結した上で、2025 年 1 月 6 日に、当該株式を取得しております。これにより、当社は存続会社の完全子会社となっております。当該株式の取得の詳細については、2024 年 11 月 14 日付「株式会社 ASFON TRUST NETWORK の株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」をご参照ください。

#### b. 株式会社メディパスの株式の譲渡（連結子会社の異動）

存続会社は、2024 年 11 月 21 日に、株式会社メディパスホールディングスとの間で、株式会社メディパス（以下「メディパス」といいます。）の発行済株式の全ての譲渡に係る株式譲渡契約を締結した上で、2025 年 1 月 6 日に、当該株式を譲渡しております。これにより、メディパスは、存続会社の連結子会社から除外されております。当該連結子会社の異動の詳細については、2024 年 11 月 20 日付「連結子会社の異動（株式譲渡）のお知らせ」をご参照ください。

#### c. アクシスルートホールディングス株式会社の子会社化及び簡易株式交換による完全子会社化並びにアルフレッサ株式会社との業務資本提携契約の締結

存続会社は、アクシスルートホールディングス株式会社（以下「アクシスルートホールディングス」といいます。）の発行済株式の 76.7%を 2025 年 1 月 31 日に取得しております。

また、存続会社は、アクシスルートホールディングスの株式について、存続会社及びアルフレッサ株式会社（以下「アルフレッサ」といいます。）のみが普通株式を保有することとなる併合比率により株式併合を実施した上で、同年 4 月 30 日を効力発生日として、存続会社を株式交換完全親会社、アクシスルートホールディングスを株式交換完全子会社とする簡易株式交換を実施しております。さらに、存続会社は、同年 1 月 23 日に、同年 4 月 30 日を効力発生日として、アルフレッサとの間で業務資本提携契約を締結しております。当該株式取得、株式交換及び業務資本提携契約の詳細につきましては、同年 1 月 23 日付「アクシスルートホールディングス株式会社の株式取得（子会社化）及び簡易株式交換による完全子会社化並びにアルフレッサ株式会社との業務資本提携契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

d. 株式会社オフショア及び株式会社グッピーズとの吸収合併

存続会社は、2025 年 2 月 14 日開催の取締役会において、同年 4 月 1 日を効力発生日として、存続会社を吸収合併存続会社とし、存続会社の完全子会社である株式会社オフショア及び株式会社グッピーズを吸収合併消滅会社とする吸収合併を決議し、効力発生日において吸収合併を実施しております。当該合併の詳細については、同年 2 月 14 日付「完全子会社 2 社の吸収合併及び特別損失（抱合せ株式消滅差損）の計上に関するお知らせ」をご参照ください。

e. 自己株式取得

存続会社は、2025 年 2 月 14 日開催の取締役会決議において、自己株式取得に係る事項を決議しております。当該自己株式取得の詳細は、同日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」、同年 3 月 3 日付「自己株式の取得状況（途中経過）に関するお知らせ」、同月 7 日付「（訂正）自己株式の取得状況（途中経過）に関するお知らせ」の一部訂正について」及び同日付「自己株式の取得状況及び取得終了に関するお知らせ」をご参照ください。

f. アクシスルートホールディングス、株式会社アクシス及びアクシスイノベーション株式会社との吸収合併

存続会社は、2025 年 2 月 20 日開催の取締役会において、同年 9 月 1 日を効力発生日として、存続会社を吸収合併存続会社とし、存続会社の連結子会社であるアクシスルートホールディングス株式会社、株式会社アクシス及びアクシスイノベーション

ョン株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を決議し、効力発生日において吸収合併を実施しております。当該合併の詳細については、同年2月20日付「子会社2社及び孫会社2社の吸収合併及び特別損失（抱合せ株式消滅差損）の計上に関するお知らせ」をご参照ください。

g. 株式会社パシフィックメディカルとの吸収合併

存続会社は、2025年2月20日開催の取締役会において、同年9月1日を効力発生日として、存続会社を吸収合併存続会社とし、存続会社の完全子会社である株式会社パシフィックメディカルを吸収合併消滅会社とする吸収合併を決議し、効力発生日において吸収合併を実施しております。当該合併の詳細については、同年2月20日付「子会社2社及び孫会社2社の吸収合併及び特別損失（抱合せ株式消滅差損）の計上に関するお知らせ」をご参照ください。

h. 自己株式の処分

存続会社は、2025年2月20日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことを決議し、同年4月11日に譲渡制限株式として自己株式の処分を実施しております。当該自己株式の処分の詳細については、同年2月20日付「当社及び当社子会社の従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

i. 自己株式の取得

存続会社は、2025年3月10日及び同年8月15日付の取締役会において、自己株式取得に係る事項を決議しております。当該自己株式取得の詳細は、同年3月10日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」、同年4月1日付「自己株式の取得状況（途中経過）に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」、同年5月1日付「自己株式の取得状況（途中経過）に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」、同年6月2日付「自己株式の取得状況（途中経過）に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」、同年7月1日付「自己株式の取得状況（途中経過）に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」、同年8月1日付「自己株式の取得状況（途中経過）に関するお知らせ」、同月15日付「自己株式の

取得枠拡大及び取得期間延長に関するお知らせ」、同年 9 月 1 日付「自己株式の取得状況（途中経過）に関するお知らせ」及び同月 11 日付「自己株式の取得状況及び取得終了に関するお知らせ」をご参照ください。

j. 自己株式の処分

存続会社は、2025 年 3 月 25 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことを決議し、同年 4 月 11 日に譲渡制限株式として自己株式の処分を実施しております。当該自己株式の処分の詳細については、同年 3 月 25 日付「取締役等に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

k. 自己株式の取得

存続会社は、2025 年 11 月 14 日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項を決議しております。当該自己株式取得の詳細は、同日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」、同年 12 月 1 日付「自己株式の取得状況（途中経過）に関するお知らせ」、2026 年 1 月 5 日付「自己株式の取得状況（途中経過）に関するお知らせ」及び同年 2 月 2 日付「自己株式の取得状況（途中経過）に関するお知らせ」をご参照ください。

(4) 消滅会社について、最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

a. 子会社 3 社の解散及び清算終了

当社の完全子会社である株式会社 ASFON CARE、株式会社 ASFON CALLCENTER 及び株式会社 ASFON 八王子は、いずれも 2025 年 9 月 1 日付の株主総会決議に基づき同日付で解散し、同年 12 月 26 日付で清算終了いたしました。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本効力発生日後の存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、現在のところ、本効力発生日以後における存続会社の債務の履行に重大な支障を及ぼすような大幅な減収及び損失等は発生しておりません。

さらに、本効力発生日以後の存続会社の財務及び損益の状況については、存続会社の負担すべき債務の履行に重大な支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されてお  
りません。

以上より、本効力発生日以後における存続会社の債務につき、履行の見込みがあるも  
のと考えます。

以上

別紙2 存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

# 事業報告

(2024年1月1日から  
2024年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、人材プラットフォーム事業及び医療プラットフォーム事業双方において、医療や介護の提供体制を担う人材の不足や財源問題が継続しました。

このような事業環境のもと、当連結会計年度における人材プラットフォーム事業の売上高は、人材採用システム「ジョブメドレー」において顧客事業所数及び従事者会員数が引き続き順調に増加したことに加え、オンライン研修システム「ジョブメドレーアカデミー」においても顧客事業所数が伸長したことにより増収となりました。医療プラットフォーム事業においても、各プロダクトの顧客への導入が堅調に推移したことにより、利用医療機関数が増加し、増収となりました。売上高が伸長する一方で、事業規模拡大に向けて人材プラットフォーム事業におけるマーケティング活動やオンライン研修システムへの成長投資、並びに医療プラットフォーム事業における人員の増強を継続したことに加え、医療介護福祉で人材サービス事業等を提供する株式会社グッピーズ及び病院・有床診療所向けの予約システムや患者向けアプリ等を開発・提供している株式会社オフショアを連結子会社化する等、中長期的な成長を見据えた取り組みを積極的に実施しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高29,302百万円（前連結会計年度比42.7%増）、EBITDA4,114百万円（前連結会計年度比21.2%増）、営業利益2,326百万円（前連結会計年度比12.6%減）、経常利益4,078百万円（前連結会計年度比8.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,798百万円（前連結会計年度比9.0%増）となりました。

なお、人材プラットフォーム事業においては、当社グループのサービスを利用して入職した求職者が求人事業所に入職した日付を基準として売上高を計上しているため、一般的に年度の始まりとされている4月に入職が増え、同月に売上高が偏重する傾向があります。

セグメントごとの業績を示すと、以下のとおりです。

① 人材プラットフォーム事業

当連結会計年度においては、利便性の向上に向けたサービスサイトの機能改善を継続的に実施し、人材プラットフォーム事業全体の顧客事業所数は前連結会計年度末比20.4%増の40.8万件となりました。「ジョブメドレー」における応募数は引き続き増加しており、掲載求人数についても前連結会計年度末比16.1%増の41.9万件となりました。また、2024年第2四半期より株式会社グッピーズの「グッピー求人」及び「グッピー新卒」が当セグメントに加わり、業績の更なる拡大に貢献しております。

以上の結果、セグメント売上高は21,108百万円（前連結会計年度比44.0%増）、全社共通費用配賦前のセグメント利益（営業利益）は7,723百万円（前連結会計年度比22.6%増）となりました。

② 医療プラットフォーム事業

当連結会計年度において、医療プラットフォーム事業全体の利用医療機関数は前連結会計年度に引き続き増加し、前連結会計年度末比19.0%増の1.9万件となりました。主たる要因としては、調剤薬局向けシステムの「Pharms」の機能拡充に伴うシステム活用機会の増加により、既存顧客内での利用店舗の増加が進んだこと等が挙げられます。また、2024年10月に連結子会社化した株式会社オフショアの「@link」等が当セグメントに加わりました。

以上の結果、セグメント売上高は7,348百万円（前連結会計年度比34.6%増）、全社共通費用配賦前のセグメント損失（営業損失）は95百万円（前連結会計年度はセグメント損失（営業損失）383百万円）となりました。

なお、当該セグメント損失(営業損失)が発生している要因としては、売上総利益改善につながる取り組みを優先していること等が挙げられます。

### ③ 新規開発サービス

当連結会計年度において、米国における人材採用システムの事業拡大に向けた投資を実施しました。また、介護施設検索サイト「介護のほんね」においては、コンテンツ拡充及び紹介可能施設数の拡充のための積極的な営業活動を継続的に実施しました。

以上の結果、セグメント売上高は849百万円（前連結会計年度比101.8%増）、全社共通費用配賦前のセグメント損失（営業損失）は296百万円（前連結会計年度はセグメント損失（営業損失）349百万円）となりました。

なお、当該セグメント損失（営業損失）が発生している要因としては、米国事業において、事業拡大及びオペレーション整備のための投資をしていることが挙げられます。

その他、セグメント間取引消去額及び各セグメントに配賦されてない全社共通費用の総額は5,004百万円（前連結会計年度比72.1%増）です。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は288百万円であります。その主なものは、当社グループの事業運営を行うためのソフトウェアの開発及び購入222百万円であります。

なお、当連結会計年度におきまして重要な設備の除却、売却はありません。

### (3) 資金調達の状況

当社グループは資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行5行との間に当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

また、当連結会計年度において、金融機関から長期借入金15,700百万円の資金調達を行っております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、「医療ヘルスケアの未来をつくる」というミッションを掲げ、医療ヘルスケア領域において事業を展開しております。インターネット技術等を活用して医療ヘルスケア領域のデジタルトランスフォーメーションを推進し、患者と医療従事者の双方にとって納得できる医療を実現することを目指しております。

また、当社グループは、長期フリーキャッシュ・フローの最大化を重視しており、現在はその源泉となる売上高及び売上高総利益を大きくするフェーズであると考えております。

具体的には売上高を「顧客事業所数」×「ARPU（注）」に分解し、「顧客数の最大化」と、「ARPUの継続改善」に取り組んでおります。これらのために、継続的な顧客獲得に加え、当社グループの顧客によるサービス利用率の向上や、プロダクトラインナップの強化に積極的な投資を行っていきます。当社グループは新中期目標として2029年12月期の売上高1,000億円及びEBITDA200億円を目指しており、2024年12月期通期決算においては新中期目標に対して順調に進捗しております。新中期目標達成期間は、増収増益を原則としつつ、事業環境の変化への対応や投資機会を優先することで、前中期目標と同様、早期達成に挑戦します。

（注） ARPU（Average Revenue Per User）とは、当社グループの顧客事業所当たりの売上額を指します。

上記を踏まえ、当社グループが対処すべき課題として、以下のような課題を認識し、これに対処してまいります。

##### ① 高い売上高成長率の継続のための規律ある成長投資の実行

当社グループでは、高い売上高成長率の継続のために、既に収益化している既存事業への成長投資のみならず、新規事業開発に積極的に取り組んでいくことが重要であると考えております。

経営の安定性の観点から、全社の増収増益を基本方針としつつ、積極的な成長投資を実行しております。新規事業開発においては、当社グループの既存事業とのシナジーを活かすことを重視しております。各事業への投資に関しては、複数の分析指標を用いて費用対効果及び投資回収期間などの評価を行うとともに、ユニットエコノミクスが健全化したプロダクトについては、プロダクト毎に黒字化のタイミングを設定しております。

今後も、高い売上高成長率の継続のため、規律ある成長投資を実行してまいります。

② 事業連携及びM&Aの取り組み

当社グループは、長期フリーキャッシュ・フローの最大化のために、事業連携及びM&Aの取り組みが有用であると認識しております。当社グループが有する顧客基盤やプロダクトラインナップの活用等のシナジーを重視した事業連携及びM&Aを積極的に実施することで、全社としての収益力強化に取り組んでまいります。

③ 組織体制の整備

当社グループは、国内外の事業において、顧客基盤の拡大、サービスの利便性向上及び新規サービスの開発等の多面的な取り組みにより高い売上高成長率を継続していくため、多様なバックグラウンドを有する優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると認識しております。当社グループの経営理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が高いモチベーションを持って働ける就業環境や人事制度の整備を行うことで、組織力の強化を目指してまいります。

④ システムの安定稼働と強化

当社グループは、インターネット技術を活用して事業を運営していることから、事業運営上、システムの安定稼働が極めて重要であると認識しております。このため、当社グループは、利用者の増加、取扱データ容量拡大に応じたサーバーの増強を含め、システム安定化のための人員確保及び継続的なシステム強化に取り組んでまいります。

⑤ 情報管理体制の強化

当社グループは、医療ヘルスケア領域のデジタルトランスフォーメーションに取り組む中で、エンドユーザー（求職者や患者等）の個人情報を中心とした情報資産を当社グループのシステム上に多く保有しております。かかる個人情報を中心とした情報資産の管理を強化していくことが、当社グループミッションの達成に向けた当社グループへの社会からの信頼性構築のために非常に重要であると考えております。個人情報やインサイダー情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内研修の実施、セキュリティシステムの整備、及び各種セキュリティ認証の取得等により、情報管理体制の強化徹底を図ってまいります。

⑥ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループは、現在成長段階にあり、継続的な成長を続けることのできる強固な組織基盤の確立に向けて、コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の更なる強化が経営上の重要な課題であると認識しております。特に、事業連携及びM&A等を実施しながら事業拡大を行っていくことを前提に、子会社管理体制を強化し、連結グループとしての財務報告の信頼性確保並びにコンプライアンス体制及び内部管理体制の強化を図ってまいります。

⑦ リスク管理体制の強化

当社グループでは、顧客数の最大化と、ARPUの継続改善に今後も取り組んでいく中で、事業領域を継続的に拡大し、サービスの機能を拡充していくことを企図しています。そのような中で、顧客やエンドユーザー（求職者や患者等）からの問い合わせ対応や、新たに発生する想定リスクを堅実に管理していく体制を強化することが重要であると認識しております。このため、当社グループではリスク管理を統括する内部組織としてリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の強化を図っております。リスク管理委員会は、当社グループの経営及び事業運営にリスク管理の視点を定着させることをミッションとし、取締役会においてその活動報告を行うこととなっている等、より実効的なリスクマネジメント体制を構築することを基本方針としています。また、内部監査を充実させ、リスク管理を含めた内部管理体制の強化に努めてまいります。

⑧ 知名度の向上

当社グループは、運営するサービスの飛躍的な成長にとって、医療ヘルスケア領域の事業所のみならず、エンドユーザー（求職者や患者等）における健全な知名度の向上が必要であると考えております。また、当社グループの知名度の向上は、他企業との提携等も含めた事業展開をより有利に進めることや、サービスを支える優秀な人材を採用・確保することに寄与すると考えております。そうした考えから、当社グループでは、各サービスの知名度の向上を目指した広告宣伝活動に加え、全社的な広報活動を推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2021年度 第 13 期	2022年度 第 14 期	2023年度 第 15 期	2024年度 (当連結会計年度) 第 16 期
売 上 高	10,863 百万円	14,185 百万円	20,532 百万円	29,302 百万円
経 常 利 益	743 百万円	1,526 百万円	3,755 百万円	4,078 百万円
親会社株主に帰属する当期 純 利 益	563 百万円	1,017 百万円	2,566 百万円	2,798 百万円
1株当たり当期純利益	17.79 円	31.77 円	79.53 円	86.17 円
総 資 産	20,208 百万円	21,810 百万円	25,430 百万円	45,201 百万円
純 資 産	14,049 百万円	15,170 百万円	17,637 百万円	20,219 百万円
1株当たり純資産額	438.43 円	469.79 円	542.49 円	621.43 円

- (注) 1. 第14期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第14期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。  
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2021年度 第 13 期	2022年度 第 14 期	2023年度 第 15 期	2024年度 (当期) 第 16 期
売 上 高	9,032 百万円	11,562 百万円	16,358 百万円	20,871 百万円
経 常 利 益	770 百万円	1,675 百万円	3,939 百万円	4,637 百万円
当 期 純 利 益	653 百万円	1,200 百万円	2,741 百万円	3,063 百万円
1株当たり当期純利益	20.64 円	37.48 円	84.95 円	94.35 円
総 資 産	18,826 百万円	20,485 百万円	23,901 百万円	40,836 百万円
純 資 産	14,070 百万円	15,391 百万円	18,050 百万円	21,261 百万円
1株当たり純資産額	441.63 円	479.42 円	557.89 円	653.79 円

- (注) 1. 第14期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第14期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。  
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	当社の出資比率（％）	主要な事業内容
株式会社パシフィックメディカル	32	80	医療プラットフォーム事業
株式会社メディバス	100	100	医療プラットフォーム事業
株式会社グッピーズ	473	100	人材プラットフォーム事業

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社を含む9社であります。

なお、2024年6月25日付で株式会社グッピーズの全株式を取得し、当社の完全子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
人材プラットフォーム事業	人材採用システム「ジョブメドレー」を運営 人材採用システム「グッピー求人」を運営 オンライン研修システム「ジョブメドレーアカデミー」を運営
医療プラットフォーム事業	クラウド診療支援システム「CLINICS」を運営 調剤薬局向けシステム「Pharms」を運営 医療情報提供サービス「MEDLEY」を運営 病院向け電子カルテ「MALL」を運営 歯科向けクラウド業務支援システム「Dentis」を運営 病院・有床診療所向け予約システム「@link」を運営
新規開発サービス	介護施設検索サイト「介護のほんね」を運営 診療報酬債権等のファクタリングサービス「メドレー早期資金サポート」を運営

(8) 主要な事業所（2024年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都港区六本木六丁目10番1号
----	------------------

② 子会社

株式会社パシフィックメディカル	高知県宿毛市幸町5番12号
株式会社メディパス	東京都目黒区下目黒二丁目13番10号
株式会社グッピーズ	東京都港区六本木六丁目10番1号

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,487 (134) 名	382名増 (20名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に直近1年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,042 (43) 名	220名増 (8名増)	32.1 歳	2.8 年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に直近1年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	7,010百万円
株式会社三井住友銀行	6,790百万円
株式会社三菱UFJ銀行	550百万円

(注) 当社グループは資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行5行との間に当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 32,738,600株（うち自己株式 218,285株）
- (3) 株主数 9,766名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
瀧口 浩平	5,989,400 株	18.42 %
豊田 剛一郎	3,295,800	10.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,494,900	7.67
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,943,596	5.98
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,370,300	4.21
JPLLC CLIENT ASSETS – SK J	1,172,345	3.60
UBS EUROPE SE LUXEMBOURG BRANCH / CUSTOMER ASSETS, FUNDS UCITS	1,172,100	3.60
柴原 慶一	947,900	2.91
JP JPMSE LUX RE J.P. MORGAN SEC PLC EQ CO	875,000	2.69
GOLDMAN,SACHS & CO.REG	615,820	1.89

- (注) 1.持株比率は、自己株式(218,285株)を控除して計算しております。
- 2.2023年5月10日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、2023年4月28日現在でみずほ証券株式会社及びその共同保有者2社が2,093,200株(保有割合6.39%)保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。
- 3.2023年9月25日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2023年9月15日現在でユービーエス・エイ・ジー(銀行)及びその共同保有者1社が1,639,580株(保有割合5.01%)保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。
- 4.2024年10月8日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、2024年10月1日現在でPolar Capital LLPが2,558,452株(保有割合7.81%)保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。
- 5.2024年11月22日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、2024年11月15日現在でアセットマネジメントOne株式会社が1,472,800株(保有割合4.50%)保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。
- 6.2025年1月7日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、2024年12月24日現在でOLP Capital Management Limitedが2,831,600株(保有割合8.65%)保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
 当社の企業価値の継続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主と一層の価値共有を進めることを目的として、取締役(社外取締役を除く)を対象に、譲渡制限付株式報酬を付与するため次のとおり株式を交付しております。

区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	2,100株	1名

- (注) 1.当社の株式報酬の内容につきましては「4.(4)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。
- 2.当事業年度中に当社が社外取締役及び監査役に対して交付した株式はありません。

- (6) その他株式に関する事項

自己株式の取得

- ① 譲渡制限付株式の付与対象者の退職に伴う無償取得による増加：6,250株  
 ② 単元未満株式買取請求による増加：44株

自己株式の処分

- ① 譲渡制限付株式の付与による減少：30,300株  
 ② 新株予約権の行使による減少：141,900株

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要及び保有人数

回号	第8回新株予約権		第9回新株予約権		
発行決議日	2016年8月17日		2017年4月25日		
新株予約権の数	4,250個		339,250個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び付与数	普通株式 1,700株 (新株予約権1個につき 0.4株)		普通株式 135,700株 (新株予約権1個につき 0.4株)		
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権1個当たり 69.6円 (1株当たり 174円)		新株予約権1個当たり 178.8円 (1株当たり 447円)		
新株予約権の行使期間	自 2018年8月18日 至 2026年3月30日		自 2019年4月26日 至 2027年4月24日		
新株予約権の主な行使条件	(注) 2		(注) 2		
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	4,250個 1,700株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	66,500個 26,600株 1名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名

回号	第12回新株予約権		
発行決議日	2018年7月19日		
新株予約権の数	30,100個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び付与数	普通株式 30,100株 (新株予約権1個につき 1株)		
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権1個当たり 472円 (1株当たり 472円)		
新株予約権の行使期間	自 2020年7月20日 至 2028年3月29日		
新株予約権の主な行使条件	(注) 2		
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	- 個 - 株 - 名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	- 個 - 株 - 名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	20,000個 20,000株 1名

- (注) 1. 当社は、2017年9月28日付で2.5株につき1株の割合で株式併合を行っており、当該併合後の株式数に換算して記載しております。
2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- ①新株予約権者は権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了若しくは定年退職の場合、又は、その他新株予約権者の退任若しくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
  - ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
  - ③新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未達の行使はできないものとする。
  - ④新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
3. 当社は、2020年9月10日付で時価を下回る価額で海外募集による新株発行を行っております。これにより、発行要領に定める行使価額調整条項に従って、権利行使時1株当たりの行使価額の調整を行い、調整後の行使価額を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2024年12月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
瀧口 浩平	代表取締役社長	CEO
河原 亮	取締役	CFO ファイナンス統括部長
古谷 昇	社外取締役	有限会社ビークル 代表取締役 株式会社ジズホールディングス 社外取締役 サンバイオ株式会社 社外取締役 参天製薬株式会社 社外取締役
桜庭 理奈	社外取締役	35 CoCreation合同会社 代表社員 一般社団法人日本オントロジカル・コーチング協会 代表理事
永妻 玲子	社外取締役	スマートニュース株式会社 執行役員 株式会社ゼンショーホールディングス 社外取締役
日置 圭介	社外取締役	re-Designare合同会社 代表社員
表 昇平	常勤監査役	—
蒲地 正英	社外監査役	蒲地公認会計士事務所 代表 税理士法人カマチ 代表社員 株式会社will consulting 代表取締役 バリュエンスホールディングス株式会社 社外取締役 監査等委員 株式会社ポピンズ 社外取締役 監査等委員
永田 亮子	社外監査役	本田技研工業株式会社 社外取締役 監査委員 株式会社UACJ 社外取締役

- (注) 1.古谷昇氏、桜庭理奈氏、永妻玲子氏及び日置圭介氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
2.蒲地正英氏及び永田亮子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。  
3.蒲地正英氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4.当社は、取締役古谷昇氏、桜庭理奈氏、永妻玲子氏及び日置圭介氏、監査役蒲地正英氏及び永田亮子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者の業務遂行責任（善管注意義務違反・経営判断の誤り等）に起因して株主・投資家、従業員その他の第三者に対する役員個人が負担すべき以下の法律上の損害賠償金及び争訟費用を保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、その他重要な使用人であり、保険料は全額当社で負担しております。

① 取締役、監査役などの個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用

② 個人被保険者に対してなされた損害賠償請求により個人被保険者が被った損害

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜の提供を得た場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令違反行為であることを認識しながら行った場合等には填補の対象としないこととしております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

a. 取締役報酬について

(a) 報酬の決定方針及び決定方法

当社の取締役の報酬等の基本方針の決定権限を有する者は取締役会であり、当社は、2022年2月28日開催の取締役会において、以下を「取締役報酬の基本方針」として決議しております。

イ 当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

ロ 社内（業務執行）取締役の報酬の決定方針は、以下のとおりとする。

(イ) 基本方針

当社のミッションである「医療ヘルスケアの未来をつくる」に向けて前進し、中長期的な企業価値の向上に対して適切なインセンティブを与えられる制度とする。

(ロ) バランス

過度なリスクテイクを志向する制度とならぬよう、基本報酬と業績に連動した報酬の適切なバランスを志向するものの、成長性の確保に重点を置き、基本報酬に対する業績連動報酬の割合については、同業種他社の水準と比較して業績連動報酬の比率を高くする。

(ハ) 報酬総額

同等程度の規模（売上高、時価総額、従業員規模等）の同業種の企業との比較においてトップクラスの報酬水準とし、優秀な人材が確保できる制度とする。

(ニ) 基本報酬

基本報酬については、各取締役の市場価値、各種統計資料とのベンチマーク比較等も参考にしながら決定を行う。

(ホ) 業績連動報酬

業績に連動する報酬については、中長期での企業価値向上へのインセンティブを重視するために、単年度の業績に連動するいわゆる業績連動賞与は導入せず、株主と経営陣での利害関係が共有される株価連動報酬（株式報酬）を採用する。

(ヘ) 社外取締役の報酬の決定方針は、以下のとおりとする。

- i. 取締役の業務執行の監督という役割を踏まえて取締役ごとに個別に決定を行う。
- ii. 独立性の観点から、業績に左右されない現金固定報酬のみとし、ガバナンスの役割期待及びリスクに見合った報酬額とする。

当社では、取締役の報酬を決定する取締役会に先立ち、取締役の個別報酬額について以下の概要に記載する指名報酬諮問委員会の諮問を受けることを定めています。

(指名報酬諮問委員会の概要)

- ① 指名報酬諮問委員会規程の定めるところに従い、独立社外取締役及び取締役会の決議により選任された取締役で構成する。
- ② 委員の員数は3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とする。
- ③ 委員長は、取締役会の決議によって取締役の中から選任する。
- ④ 指名報酬諮問委員会は、取締役会の構成及び体制に関する事項、取締役及び執行役員を選任及び解任に関する事項、個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針及び個人別の報酬額等の内容、その他必要な基本方針、規則及び手続等の制定に関して審議を行い、取締役会に対して助言・提言を行う。

(b) 報酬の構成及び決定に至る過程

取締役の報酬等の額については、2015年3月30日開催の第6期定時株主総会において、年額200百万円以内（なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しており、当該決議時点の対象となる取締役の員数は4名です。

また、2021年3月26日開催の第12期定時株主総会において、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の利害共有を進めること等を目的として、取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しており、当該決議時点の対象となる取締役の員数は7名です。当制度による報酬は、上記の取締役報酬である200百万円の報酬枠とは別枠で、年額200百万円の範囲内で付与することとしており、割当てを受ける譲渡制限付株式の総数は年3万株以内としております。

当事業年度においては、各取締役の報酬額の決定については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長瀧口浩平に一任しており、各取締役の報酬額は、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案して決定しております。決定を委任した理由は、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等につき各取締役の個別の事情を踏まえるためです。

なお、2022年2月28日開催の取締役会において、個別の社内（業務執行）取締役の基本報酬と株式報酬の比率、及び、社外取締役の報酬の総額については報酬諮問委員会（現：指名報酬諮問委員会）への諮問を踏まえて取締役会において決定する方針を決議しており、代表取締役社長は報酬諮問委員会が定めた方針に沿って取締役会が委任した権限の範囲内で各取締役の報酬を決定するものとしております。

当事業年度の取締役の報酬等は、代表取締役社長が、指名報酬諮問委員会への諮問を踏まえた取締役会からの委任の範囲内で、上記の報酬の決定方針に沿って決定したものであり、当社の取締役会は、取締役の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しております。

b. 監査役報酬について

監査役については、2020年3月27日開催の第11期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しており、当該決議時点の対象となる監査役の員数は4名です。各監査役の報酬額については、監査役の協議により決定しております。

② 当該事業年度の取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	119 (34)	111 (34)	— (—)	8 (—)	6 (4)
監査役 (うち社外監査役)	37 (15)	37 (15)	— (—)	— (—)	3 (2)

- (注) 1. 非金銭報酬として社内取締役に対して譲渡制限付株式を交付しております。  
2. 上記の非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した金額です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	古谷 昇	有限会社ビークル 代表取締役 株式会社ジズホールディングス 社外取締役 サンバイオ株式会社 社外取締役 参天製薬株式会社 社外取締役	特別の利害関係 はありません。
社外取締役	桜庭 理奈	35 CoCreation合同会社 代表社員 一般社団法人日本オントロジカル・コーチング協会 代表理事	特別の利害関係 はありません。
社外取締役	永妻 玲子	スマートニュース株式会社 執行役員 株式会社ゼンショーホールディングス 社外取締役	特別の利害関係 はありません。
社外取締役	日置 圭介	re-Designare合同会社 代表社員	特別の利害関係 はありません。
社外監査役	蒲地 正英	蒲地公認会計士事務所 代表 税理士法人カマチ 代表社員 株式会社will consulting 代表取締役 バリュエンスホールディングス株式会社 社外取締役 監査等委員 株式会社ポピンズ 社外取締役 監査等委員	特別の利害関係 はありません。
社外監査役	永田 亮子	本田技研工業株式会社 社外取締役 監査委員 株式会社UACJ 社外取締役	特別の利害関係 はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	古谷 昇	18/18回 (100%)	—	コンサルティング業界における経営経験や上場企業における社外取締役経験による見識を活かし、当社のガバナンス強化や経営戦略について専門的な観点から助言・提言を行っており、取締役会において多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外取締役	桜庭 理奈	18/18回 (100%)	—	国内企業及びグローバル企業における人事領域の経験と見識を活かし、当社グループのグローバル組織体制の構築及び当社グループのHR体制の強化に係る助言・提言を行っており、取締役会において多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外取締役	永妻 玲子	18/18回 (100%)	—	グローバルITの企業における経営経験と見識を活かし、当社グループの組織運営及び事業・プロダクト戦略についての助言・提言を行っており、取締役会において多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外取締役	日置 圭介	18/18回 (100%)	—	コンサルティング業界における経営経験や日系企業のグローバル化対応支援の経験を活かし、当社グループのリーガル、ファイナンス及びHRを中心としたコーポレートファンクションの強化及びグローバルでの経営体制についての助言・提言を行っており、取締役会において多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外監査役	蒲地 正英	18/18回 (100%)	14/14回 (100%)	公認会計士及び税理士の資格を活かし数多くの事業会社に対する経営アドバイスをやってきた経験に基づき、財務及び会計に関する高い専門性と豊富な知見と専門的な観点から助言・提言を行うとともに、当社グループの適切な経営監視を行っております。
社外監査役	永田 亮子	18/18回 (100%)	14/14回 (100%)	上場企業における豊富な監査経験を活かし、企業経営及び監査に関する豊富な知見と高い見識を活かした助言・提言を行うとともに、当社グループの適切な経営監視を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	87百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	87百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役の全員の同意により、これを解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の適格性又は独立性を害する事由の発生により、適正な職務の遂行が困難であると認められる場合等において、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において以下のとおり決議しております。

#### a 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当会社及び当会社の子会社（以下、「当社グループ」という。）は、コンプライアンスの実践を経営の重要課題の一つと位置付け、企業活動上求められる、法令、定款及び社会規範等を遵守し、コンプライアンス体制の確立に取り組むことを目的として「コンプライアンス規程」を定め、当社グループの取締役及び使用人に対してコンプライアンスに関する周知・教育活動を行うとともに、コンプライアンス体制の整備及び運用を統括する部門を設置する。
- ロ. 当社グループは、「内部通報規程」に基づき内部通報制度を設け、不正行為等の防止及び早期発見を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
- ハ. 当社グループの取締役の業務執行が法令・定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役による監査を実施する。監査役は、当社グループの業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠くおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう当社の取締役会に勧告し、状況により当社の行為の差止めを請求できる。
- ニ. 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社グループの各部門における法令遵守、財産管理その他の状況を監査し、同規程に従った報告、改善勧告を行う。
- ホ. 当社グループは、「コンプライアンス規程」に基づき、反社会的勢力との関わりを一切持たず不当な要求を排除することを行動規範とし、これを当社グループの取締役及び使用人に対して周知する。
- ヘ. 当社グループの取締役及び使用人による法令及び定款その他の社内規程への違反行為については「コンプライアンス規程」及び各種就業規則に基づき懲罰等を含む適正な処分を行う。

#### b 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 当社グループは、「文書管理規程」に基づき、当社グループの取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社グループの取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- ロ. 当社グループは、取締役の職務の執行に係る情報のうち、未公表の重要事実等の適切な管理及び内部者取引を未然に防止するため、情報管理責任者及び情報管理担当者を設置し、情報の部外への漏洩防止のため、未公表の重要事実等を隔離保管する等必要な措置を講じる。
- ハ. 当社グループは、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティ委員

会を設置し、当社グループの情報セキュリティ強化に必要な施策を審議・決定を行う。また、情報セキュリティに関連する法令や規範等に準拠した情報資産の管理・運用に関する社内規程類を整備するとともに、全役職員がこれらを確実に遵守するために必要な周知徹底を行い、情報セキュリティリスクの低減に努める。

c 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社グループの経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築することを目的として「リスク管理規程」を定め、それに基づき選任された役職員により構成されるリスク管理委員会を設置する。また、リスク管理委員会が中心となり、当社グループの各部門における経営活動上のリスクを網羅的に把握する。その上で、リスク管理委員会は、把握したリスクの取締役会への報告及び把握したリスクの管理方針及び管理施策の決定を行う。当社グループの各部門は、決定されたリスク管理方針及び管理施策に基づき、必要な施策を適切な意思決定プロセスを経て実施するとともに、これについて、内部監査部門が、定期的に又は必要に応じて内部監査を行う。さらに、リスク管理担当部門が全社を対象として定期的な教育活動を行い、リスク管理の全社的推進と必要な情報の共有化を図る。
- ロ. 当社グループの各部門間における情報共有及び定期的な協議等を組織横断的に行いリスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該事態に対して適切かつ迅速に対応する。

d 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社グループの取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ロ. 当社グループは、取締役会が経営の監督を、執行役員が経営の執行を担うという役割分担により最高水準の経営を実現し、顧客・従業員・社会・株主に対する責任を全うすべく執行役員制度を設け、執行部門への業務執行権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な経営を推進する。具体的には、当会社の全執行役員で構成される経営会議に対して当社グループの経営状況について適時に報告し、協議できる体制を構築した上で、当社グループの業務執行に関する重要事項の決定及び代表取締役社長からの諮問事項に関する議論をする会議体として、上級執行役員会を置く。
- ハ. 当社グループの各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき各種権限及び業務の移譲・分掌を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- ニ. 当社グループの取締役の職務執行にあたっての必要な決裁等の手続及び職務分担の

合理性を検証し、また職務執行に必要な使用人の員数の過不足を把握し、改善を図るために内部監査部門による体制の把握、検証を行う。

- e その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - イ. 「関係会社管理規程」に基づき、管理担当部門が子会社の管理を行う。
  - ロ. 当社は、子会社の経営全般に関する重要な事項等について、管理担当部門において子会社から関係書類の提出を受けるとともに、「職務権限規程」に基づき、重要な事項について報告を受け、協議又は承認を行う。
  
- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。尚、その人事異動・処遇については、取締役と監査役とが協議の上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
  
- g 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
  - イ. 監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会、上級執行役員会及び経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて当社グループの取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に説明を求めることができる。
  - ロ. 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
  
- h 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社グループは、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
  
- i 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当

該費用又は債務を処理する。

j その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、内部監査部門と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査役は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。

k 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行い、それらの有効性について継続的かつ適切に評価・報告を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は14回開催いたしました。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の整備のために、「リスク管理規程」を定め、当該規程に基づきリスク管理委員会を設立し、当社の事業推進におけるリスクの洗い出し、重点対応リスク項目の決定及びリスク対応施策の実行を実施しております。
- ③ 当社では、コンプライアンスに関する取り組みを強化するため、法務コンプライアンス統括部が開催するコンプライアンス基礎研修を全12回にわたり新しく入社した社員に対して実施いたしました。また、コンプライアンスに関する意識や知識の維持・向上を目的として、コンプライアンス継続研修を随時実施しております。インサイダー取引防止体制、ハラスメント防止、個人情報保護体制に関するeラーニングでの全社研修も実施しており、社内でのコンプライアンス意識の向上に努めております。また、コンプライアンス体制強化のため、「内部通報規程」に基づき、常勤監査役に加えて外部弁護士事務所を通報窓口として設定し、窓口の複数化を実施しております。
- ④ 当社では、各部門から独立した社長直轄組織として内部監査部門を設置しており、当事業年度においても内部監査室が定めた内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しました。
- ⑤ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ⑥ 当社グループの子会社では、当社の法務コンプライアンス統括部が中心となり社内規程の整備、各種研修の実施を行いました。また、子会社の内部監査についても内部監査計画に基づきこれを実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針  
該当事項はありません。

(4) 親会社等との取引に関する事項  
該当事項はありません。

(5) 特定完全子会社に関する事項

①特定完全子会社の名称及び住所  
株式会社グッピーズ  
東京都港区六本木六丁目10番1号

②当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額  
12,005百万円

③当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額  
40,836百万円

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけております。現在、当社は引き続き成長過程にあると考えており、持続的成長に向けた積極的な投資に資本を充当していくことが株主の皆様に対する最大の利益還元につながると判断しております。このことから創業以来配当は実施していません。

将来的には、各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案した上で株主の皆様に対して利益還元策を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定です。さらに、株価や経営環境の変化に対する機動的な対応や資本政策及び株主の皆様に対する利益還元策の一つとして、自己株式の取得も適宜実施していく方針であります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	25,337	流 動 負 債	10,562
現 金 及 び 預 金	18,996	買 掛 金	407
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	2,856	1年内返済予定の長期借入金	3,617
商 品 及 び 製 品	255	未 払 金	2,025
仕 掛 品	17	未 払 費 用	766
未 収 入 金	2,872	契 約 負 債	1,230
前 払 費 用	364	預 り 金	750
そ の 他	20	未 払 法 人 税 等	981
貸 倒 引 当 金	△46	そ の 他 の 引 当 金	221
固 定 資 産	19,863	そ の 他	562
有 形 固 定 資 産	490	固 定 負 債	14,418
建 物 及 び 構 築 物	297	長 期 借 入 金	11,564
工 具、器 具 及 び 備 品	87	繰 延 税 金 負 債	2,629
そ の 他	105	そ の 他	224
無 形 固 定 資 産	17,030	負 債 合 計	24,981
ソ フ ト ウ エ ア	380	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	7,876	株 主 資 本	20,223
顧 客 関 連 資 産	8,758	資 本 金	47
そ の 他	15	資 本 剰 余 金	14,196
投 資 そ の 他 の 資 産	2,342	利 益 剰 余 金	6,601
投 資 有 価 証 券	392	自 己 株 式	△621
繰 延 税 金 資 産	689	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△14
敷 金	1,040	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△40
そ の 他	220	為 替 換 算 調 整 勘 定	25
繰 延 資 産	0	非 支 配 株 主 持 分	10
		純 資 産 合 計	20,219
資 産 合 計	45,201	負 債 ・ 純 資 産 合 計	45,201

# 連結損益計算書

(2024年1月1日から  
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		29,302
売上原価		10,382
売上総利益		18,919
販売費及び一般管理費		16,592
営業利益		2,326
営業外収益		
受取利息	2	
受取和解金	2,234	
助成金の収入	13	
その他	35	2,284
営業外費用		
支払利息	67	
株式交付償却	5	
業務委託料	413	
その他	46	533
経常利益		4,078
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産廃棄損	12	13
税金等調整前当期純利益		4,068
法人税、住民税及び事業税	1,739	
法人税等調整額	△445	1,293
当期純利益		2,774
非支配株主に帰属する当期純損失		23
親会社株主に帰属する当期純利益		2,798

# 連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から  
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	47	14,812	3,802	△1,118	17,543
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			2,798		2,798
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△310		498	187
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△305			△305
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△616	2,798	497	2,679
当期末残高	47	14,196	6,601	△621	20,223

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額 合計		
当期首残高	—	8	8	85	17,637
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					2,798
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					187
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					△305
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△40	17	△22	△74	△97
当期変動額合計	△40	17	△22	△74	2,582
当期末残高	△40	25	△14	10	20,219

## 連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称

株式会社パシフィックメディカル、株式会社メディパス、株式会社グッピーズ

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社オフショアの決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① その他有価証券

市場価格のない	……………	時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、
株式等以外のもの		売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない	……………	移動平均法による原価法を採用しております。
株式等		

##### ② 棚卸資産

商品及び製品	……………	総平均法又は個別法による原価法（収益性の低下による簿価の切下げの方法）を採用しております。
仕掛品	……………	個別法による原価法（収益性の低下による簿価の切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～18年

工具、器具及び備品 3～20年

無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間  
(5年以内)

顧客関連資産 7～20年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんは、効果の発現する見積期間（20年以内）を償却年数とし、定額法により均等償却しております。また、重要性の乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

(i)人材プラットフォーム事業

成功報酬型の採用システム「ジョブメドレー」は、顧客事業所が「ジョブメドレー」経由で求職者を採用した場合、入職日で履行義務を充足していることから、当該時点で収益を認識しております。なお、採用した求職者が早期退職となった場合、成果報酬の一部を返金しております。そのため、当連結会計年度末時点において早期退職期間を経過していない成果報酬に過去の実績を勘案し、返金の発生見込額を返金負債として認識しております。

また、閲覧課金型の人材採用システム「GUPPY求人」は、求人が閲覧された時点で履行義務を充足していることから、当該時点で収益を認識しております。

(ii)医療プラットフォーム事業

クラウド診療支援システム「CLINICS」及びかかりつけ薬局支援システム「Pharms」は、顧客との契約期間にわたりサービスの提供を行うことで履行義務が充足されるため、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

また、病院向け電子カルテ「MALL」は、顧客が製品を検収した時点で履行義務を充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(iii)新規開発サービス

介護施設検索サイト「介護のほんね」は、入居者が「介護のほんね」経由で介護施設に入居した時点で履行義務を充足していることから、当該時点で収益を認識しております。なお、入居者が早期退去となった場合、成果報酬の一部を返金しております。そのため、当連結会計年度末時点において早期退去期間を経過していない成果報酬に過去の実績を勘案し、返金の発生見込額を返金負債として認識しております。

なお、「その他の収益」には、金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料が含まれております。

②繰延資産の処理方法

3年間で均等償却しております。

## 会計上の見積りに関する注記

(のれん及び顧客関連資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
のれん	7,876
顧客関連資産	8,758

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

### ①金額の算定方法

のれん及び顧客関連資産は、連結子会社の買収の際に発生したものであります。子会社化時点において価値算定の対象となった事業計画に基づき算定した取得原価は、受け入れた資産（顧客関連資産含む）及び引き受けた負債へ配分し、取得原価と取得原価の配分額（純額）との差額をのれんとして識別しております。当連結会計年度末においては、効果の発現する見積期間で償却した後の残存価額を、連結貸借対照表の無形固定資産に計上しております。

当社グループは、投資意思決定時の単位を基礎として資産のグルーピングを行い、減損の兆候を判定しております。一部の資産グループ（のれん含む）において、取得後当初はのれん償却費控除後の営業損益がマイナスとなる場合がありますが、実際のマイナスの額が買収時の事業計画におけるマイナスの額よりも著しく下方に乖離していないときには、減損の兆候はないと判断しております。

のれん及び顧客関連資産を含む資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、減損損失を認識すべきであると判定された場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上することとしております。

なお、当連結会計年度において、のれん及び顧客関連資産に対して減損損失は計上しておりません。

### ②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損の兆候判定の基礎となる買収時の事業計画における主要な仮定は、当社グループとのシナジーや利用可能な情報により設定した売上高成長率及び顧客減少率等であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類における影響

上記の仮定は経営者による最善の見積りにより決定しておりますが、競合他社や市場環境の変化等により影響を受ける可能性があり、不確実性が伴っております。そのため、買収時の事業計画と実績が大幅に乖離した場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれん又は顧客関連資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	2,970百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	2,970百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 406百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 32,738,600株

(2) 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 192,400株

## 金融商品に関する注記

### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、資金調達については銀行借入や増資による方針であります。また、資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行5行との間にコミットメントライン契約を締結しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。回収遅延債権については、定期的に各担当者に報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

営業債務である未払金等は全てが1年以内に支払期日が到来するものであります。また、これらの営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

借入金の使途は今後の事業規模拡大を見据え運転資金等の資金需要の増加に備えるものです。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理に関しては、資金計画は四半期ごとに見直しを行い、必要となる資金を計画的に調達しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注）参照）。また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	359	359	—
(2) 敷金	1,040	854	△185
資 産 計	1,400	1,214	△185
(1) 長期借入金	15,181	15,111	△69
負 債 計	15,181	15,111	△69

（注）市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	32

これらについては、「投資有価証券」に含めておりません。

## 3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観測可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	—	—	—
社債（転換社債型新株予約権付社債）	—	—	359	359
資産計	—	—	359	359

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	854	—	854
資産計	—	854	—	854
長期借入金	—	15,111	—	15,111
負債計	—	15,111	—	15,111

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

社債(転換社債型新株予約権付社債)の時価は、外部の評価専門家等から入手した価格によって、割引率等の重要な観察できないインプットを用いて算定しており、レベル3の時価に分類しております。

敷金

敷金については、返還予定時期を合理的に見積り、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートで割引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の固定金利によるものは、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

外部の評価専門家等から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

②期首残高から当期末残高への調整表、当連結会計年度の損益に認識した評価損益  
(単位：百万円)

	投資有価証券
期首残高	—
当連結会計年度の損益又はその他の包括利益	△40
損益に計上	—
その他の包括利益に計上	△40
購入、売却、発行及び決済の純額	400
レベル3の時価への振替	—
レベル3の時価からの振替	—
期末残高	359
当連結会計年度の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融商品の評価損益	—

③時価の評価プロセスの説明

当社において、時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価のものは、全て第三者から入手した価格を使用しております。第三者から入手した価格を使用するにあたっては、使用されている評価技法及びインプットの確認等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

株価変動性が著しく上昇（下落）した場合、投資有価証券の時価の著しい増加（減少）が生じます。また、割引率が著しく上昇（下落）した場合、投資有価証券の時価の著しい減少（増加）が生じます。

## 収益認識に関する注記

### 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	人材プラットフォーム事業	医療プラットフォーム事業	新規開発サービス	計	
顧客との契約から生じる収益	21,104	7,348	610	29,062	29,062
その他の収益	—	—	239	239	239
外部顧客への売上高	21,104	7,348	849	29,302	29,302

### 2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4.会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ①収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3.当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

##### ①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	2,856
契約負債	1,230

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表において「受取手形及び売掛金」に含まれております。契約負債は、約束したサービスの支配が顧客に移転するより前に、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

##### ②当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、748百万円であります。

##### ③当連結会計年度中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容

当連結会計年度における契約資産及び契約負債の増加は、主として企業結合により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、記載を省略しています。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

1.株式会社エイチームウェルネスのラルーン事業の吸収分割

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社エイチームウェルネス
事業の内容	女性向け生理予測・体調管理アプリ「Lalune」に関する事業

②企業結合を行った主な理由

当社は医療ヘルスケア領域においてオンライン診療アプリ「CLINICS」等をはじめとした事業基盤を有しており、同領域において国内有数の登録会員数を誇る「Lalune」を当社のプロダクトラインナップに加えることで、当該事業の成長、及び当社の事業機会の拡大が実現できると判断いたしました。今後、当社事業とのシナジーを創出することで、患者の医療アクセスの向上を推進してまいります。

③企業結合日

2024年2月1日

④企業結合の法的形式

当社を吸収分割承継会社とし、株式会社エイチームウェルネスを吸収分割会社とする吸収分割

⑤結合後企業の名称

株式会社メドレー

⑥取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、ラルーン事業を承継したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年2月1日から2024年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	500百万円
取得原価		500百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬等 7百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

①発生したのれん

491百万円

②発生原因

主として今後の事業展開から期待される将来の超過収益力によるものであります。

③償却の方法及び償却期間

のれんは、効果の発現する見積期間(20年以内)を償却年数とし、定額法により均等償却しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	32百万円
固定資産	1百万円
資産合計	33百万円
流動負債	24百万円
負債合計	24百万円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2.株式会社グッピーズの株式取得

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社グッピーズ
事業の内容	医療・介護・福祉に特化した人材サービス事業及び健康管理アプリを活用したヘルスケア事業

②企業結合を行った主な理由

当社は同業他社とのM&Aにより医療ヘルスケア領域における人材サービスの更なる提供価値を向上させる機会を模索しておりました。当社と株式会社グッピーズは、同じ医療ヘルスケア領域で患者・従事者・事業所等が抱える社会課題の解決に向き合いながら、異なるビジネスモデルを展開しているため、両者の事業ノウハウやアセットを相互共有・活用することにより、更なる提供価値の向上が実現できる可能性があるとの考えに至りました。

③企業結合日

2024年4月26日（みなし取得日 2024年3月1日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

株式会社グッピーズ

⑥取得した議決権比率

公開買付けで獲得した議決権比率	38.26%
企業結合日に追加取得した議決権比率	- %
企業結合日以降に追加取得した議決権比率	56.47%
<hr/>	
追加取得後の議決権比率	94.73%

(注) 議決権比率は、株式併合の効力発生前の株式数に基づき算出しております。また、「企業結合日以降に追加取得した議決権比率」には、（子会社株式の追加取得）にて記載している非支配株主からの子会社株式の取得分は含んでおりません。

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式会社グッピーズの株式の一部を取得し、同意している者の議決権と合わせて過半数以上の議決権を獲得するとともに、当社役員の取締役選任、さらに、職務権限表の変更を決議したことにより、重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配することとなったためであります。

(2) 実施した会計処理の概要

当社は、2024年6月14日に被取得企業の株式を追加取得しております。当該取引は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、支配獲得時に行われた会計処理と合わせて1つの企業結合を構成しているため、一体として取り扱っております。そのため、支配獲得後に追加取得した持分に係るのれんについては、支配獲得時にのれんが計上されていたものとして算定しております。

(3) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年3月1日から2024年12月31日まで

(注) 被取得企業のみなし取得日を2024年3月1日としており、また、当連結会計年度において被取得企業の決算日を8月31日から12月31日に変更しております。

(4) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	公開買付け時 現金	4,790百万円
	追加取得時 現金	6,377百万円
<hr/>		
取得原価		11,168百万円

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬等 177百万円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

①発生したのれん

4,838百万円

②発生原因

主として今後の事業展開から期待される将来の超過収益力によるものであります。

③償却の方法及び償却期間

のれんは、効果の発現する見積期間(20年以内)を償却年数とし、定額法により均等償却しております。

(7) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

種類	金額	加重平均償却期間
顧客関連資産	6,192百万円	15年

(8) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,890百万円
固定資産	6,308百万円
資産合計	9,198百万円
流動負債	652百万円
固定負債	1,913百万円
負債合計	2,565百万円

(9) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### 3.株式会社オフショアの株式取得

#### (1) 企業結合の概要

##### ①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社オフショア
事業の内容	医療分野におけるパッケージシステム開発・導入・運用、及び関連付帯サービス、病院・生活者間におけるエンゲージメント支援等

##### ②企業結合を行った主な理由

株式会社オフショアは、病院・有床診療所向けの予約システム「@link」、及び、患者向けサービス統合管理アプリ「アットリンクアプリ」等を展開しております。同社の「@link」は、集患から出産後（卒院後）までの一連のプロセスを統合管理することができます。

本件により、当社グループの電子カルテ「MALL」及び「CLINICSカルテ」とのクロスセル、また総合医療アプリ「CLINICS」や女性向け体調管理アプリ「Lalune」とのオンライン診療連携等のシナジーが見込まれるものと判断しております。今後、シナジーを創出することで、医療プラットフォームの提供価値の拡大を推進してまいります。

##### ③企業結合日

2024年10月1日

##### ④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

##### ⑤結合後企業の名称

株式会社オフショア

##### ⑥取得した議決権比率

企業結合日に取得した議決権比率 100%

##### ⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とした株式の取得により、株式会社オフショアの議決権を100%取得したためであります。

#### (2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年10月1日から2024年12月31日まで

#### (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	2,577百万円
取得原価		2,577百万円

#### (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬等 106百万円

#### (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

##### ①発生したのれんの金額

1,829百万円

②発生原因

主として今後の事業展開から期待される将来の超過収益力によるものであります。

③償却の方法及び償却期間

のれんは、効果の発現する見積期間(20年以内)を償却年数とし、定額法により均等償却しております。

- (6) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

種類	金額	加重平均償却期間
顧客関連資産	1,724百万円	20年

- (7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	633百万円
固定資産	1,826百万円
資産合計	2,460百万円
流動負債	267百万円
固定負債	1,445百万円
負債合計	1,712百万円

- (8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(子会社株式の追加取得)

(1) 取引の概要

①被取得企業の名称

株式会社グッピーズ

②追加取得日

2024年6月25日 (みなし取得日 2024年5月31日)

③法的形式

現金を対価とする株式取得

④取得した議決権比率

追加取得前の議決権比率	94.73%
-------------	--------

追加取得した議決権比率	5.27%
-------------	-------

---

追加取得後の議決権比率	100.00%
-------------	---------

(注) 議決権比率は、株式併合の効力発生前の株式数に基づき算出しております。

(2) 取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	659百万円
-------	----	--------

---

取得原価		659百万円
------	--	--------

(3) 非支配株主との取引に係る持分変動に関する事項

非支配株主からの子会社株式の取得により、資本剰余金が305百万円減少しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	621円 43銭
-----------	----------

1株当たり当期純利益	86円 17銭
------------	---------

## 重要な後発事象に関する注記

### (株式取得による企業結合)

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、2025年1月6日を効力発生日として、株式会社ASFON TRUST NETWORKの発行済株式を100%取得することを決議いたしました。また、2025年1月6日に株式取得に関する手続きが完了いたしました。

#### (1) 企業結合の概要

##### ①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社ASFON TRUST NETWORK
事業の内容	介護施設入居希望者の介護施設への紹介事業等

##### ②企業結合を行う主な理由

株式会社ASFON TRUST NETWORKは、「みんかい」事業の展開を通じて、病院・居宅介護支援事業所等の紹介元と、入居者及びそのご家族からの高いブランド認知と信頼を築いてまいりました。

本件により当社グループは、退院調整サービスの強化を図ります。具体的には、当社の退院調整システム「れんけーさん」を含む、退院調整サービスを機能拡張し、病院のみならず、株式会社ASFON TRUST NETWORKの紹介元である居宅介護支援事業所に対しても利用促進してまいります。また、当社の介護施設紹介Webサービスと対面でのサービスの提供を強みとする株式会社ASFON TRUST NETWORKの「みんかい」事業により、多様な顧客のニーズへ対応してまいります。

##### ③企業結合日

2025年1月6日（みなし取得日 2025年1月1日）

##### ④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

##### ⑤結合後企業の名称

株式会社ASFON TRUST NETWORK

##### ⑥取得する議決権比率

企業結合日に取得する議決権比率 100%

##### ⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とした株式の取得により、株式会社ASFON TRUST NETWORKの議決権を100%取得するためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,300百万円
取得原価		1,300百万円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定していません。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

現時点では確定していません。

(5) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

(株式取得による企業結合及び株式併合と簡易株式交換による完全子会社)

当社は、2025年1月23日開催の取締役会において、2025年1月31日を効力発生日として、アクシスルートホールディングス株式会社の発行済株式の過半数を取得し、その後、当社を株式交換完全親会社、アクシスルートホールディングス株式会社を株式交換完全子会社とする簡易株式交換を行うことを決議いたしました。

また、2025年1月31日に株式取得に関する手続きが完了いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	アクシスルートホールディングス株式会社
事業の内容	医療分野におけるシステムの企画、開発、運用、及び販売等を営む会社の株式又は持分を所有することによって当該会社の事業活動を支配及び管理する業務

②企業結合を行う主な理由

アクシスルートホールディングス株式会社は、医療従事者の業務効率化及び患者が円滑に医療を受けることを支援するサービス等を提供しております。特に、中核子会社の株式会社アクシスが開発・提供するクラウド型電子薬歴の「Medixs」は、優れた UI/UX や在宅医療支援機能等を背景に、高い顧客満足度を誇っています。

本株式取得により、当社「Pharms」の顧客基盤を活用した「Medixs」の顧客事業所数の拡大を進めることは、当社の調剤領域における ARPU の改善に繋がります。そのため、当社の基本戦略である「顧客事業所数の最大化及び ARPU の改善」において強い相互補完関

係にあると判断し、調剤領域における当社グループの提供価値が大きく拡大するものと考えております。

③企業結合日

2025年1月31日（みなし取得日 2025年2月28日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

アクシスルートホールディングス株式会社

⑥取得する議決権比率

企業結合日に取得する議決権比率 76.7%

※ 議決権比率は、潜在株式勘案後株式総数に係る議決権数を分母として計算しております。

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とした株式の取得により、アクシスルートホールディングス株式会社の議決権の過半数を取得するためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	6,138百万円
-------	----	----------

取得原価		6,138百万円
------	--	----------

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(6) 株式取得後の株式併合と簡易株式交換による完全子会社

当社は今後、アクシスルートホールディングス株式会社の普通株式について株式併合を実施し、当該株式併合の割合は、当社及びアルフレッサ株式会社のみがアクシスルートホールディングスの普通株式を所有することとなるよう、その他のアクシスルートホールディングス株式会社の少数株主の所有する同社株式の数が1株に満たない端数となるように決定いたします。なお、株式併合の実施にあたり、アクシスルートホールディングス株式会社の発行済みの新株予約権は全て行使される予定です。

株式併合後、端数株式の買取りを経て、アルフレッサ株式会社の保有するアクシスルートホールディングス株式会社の普通株式 7.4%を本株式交換によって取得し、アクシスルートホールディングス株式会社を完全子会社化する予定です。株式交換に伴う当社株式の交付にあたっては、当社が保有する自己株式（普通株式158,718株）を充当する予定です。

(子会社株式の売却)

当社は、2024年11月20日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社メディパスの発行済株式の全てを売却することを決議いたしました。

また、2025年1月6日に株式売却に関する手続きが完了いたしました。

(1) 子会社株式売却の理由

当社は、オンライン研修システム事業の取得を目的として、2021年3月に株式会社メディパスを子会社化しました。その後、オンライン研修システム事業は、当社に事業移管し、「ジョブメドレーアカデミー」へのリブランディングの下、成長を続けています。

一方、在宅医療機関・介護事業者向け経営サポート事業を営む株式会社メディパスも安定的な業績の継続をしておりましたが、テクノロジー事業とは異なる事業性質であることから、子会社化後 3年間、追加投資を実施しない状態が続いておりました。

2024年に入り、株式会社メディパスの経営陣より、中長期的な視点から独自の成長戦略を推進したい旨の申し出を受けました。当社は、MBO 方式による本件実行が双方にとって最善であると判断し、株式会社メディパスの代表取締役である小田弘氏が新設し、その発行済株式の全てを所有する株式会社メディパスホールディングスに対し、株式会社メディパスの全株式を譲渡することにしました。

(2) 子会社株式売却の内容

- ① 売却する相手会社の名称 : 株式会社メディパスホールディングス
- ② 売却の時期 : 2025年1月6日
- ③ 売却価額 : 928百万円
- ④ 売却損益 : 現時点では確定していません。

(自己株式の取得)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の実現及び役員に対する株式報酬の付与を目的として自己株式の取得を実施いたします。

(2) 取得に係る事項の内容

- ① 取得対象株式の種類 : 当社普通株式
- ② 取得し得る株式の総数 : 40万株 (上限)  
(発行済株式総数に対する割合1.2%)
- ③ 株式の取得価額の総額 : 1,500百万円 (上限)
- ④ 取得期間 : 2025年2月17日から2025年6月30日まで
- ⑤ 取得方法 : 東京証券取引所における市場買付

(譲渡制限付株式としての自己株式の処分)

当社は、2025年2月20日開催の取締役会において、譲渡制限付株式として自己株式の処分を行うことについて決議いたしました。

(1) 処分の概要

① 払込期日	2025年4月11日
② 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 46,500株
③ 処分価額	1株につき 3,030円
④ 処分価額の総額	140百万円
⑤ 割当予定先	当社の従業員 46名 41,400株 当社子会社の従業員 3名 5,100株

## (2) 処分の目的及び理由

当社は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の利害共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬の割当を行うため、譲渡制限付株式の払込金額に相当する金銭報酬債権を支給しております。

## (3) 譲渡制限付株式の概要

対象者は、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、より中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを付与することを目的として、譲渡制限期間を2年とするもの（以下「制度(i)」といいます。）に加えて、5年とするもの（以下「制度(ii)」といいます。）も導入し、対象従業員との間で、制度(i)若しくは制度(ii)又はその両方に係る譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

### ①譲渡制限期間

対象従業員は、次に定める期間（以下、譲渡等が禁止される期間を「譲渡制限期間」といいます。）、各対象従業員に割り当てられた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について担保権の設定その他の処分をしてはならない。

#### ・制度(i)

##### (a) 制度(i)を適用する本割当株式の2分の1

2025年4月11日（以下「払込期日」といいます。）から2026年4月11日まで

##### (b) 上記(a)を除く制度(i)を適用する本割当株式

払込期日から2027年4月11日まで

#### ・制度(ii)

##### (a) 制度(ii)を適用する本割当株式の5分の1

払込期日から2026年4月11日まで

##### (b) 上記(a)を除く制度(ii)を適用する本割当株式の4分の1

払込期日から2027年4月11日まで

##### (c) 上記(a)及び(b)を除く制度(ii)を適用する本割当株式の3分の1

払込期日から2028年4月11日まで

##### (d) 上記(a)から(c)までを除く制度(ii)を適用する本割当株式の2分の1

払込期日から2029年4月11日まで

(e) 上記(a)から(d)までを除く制度(ii)を適用する本割当株式  
払込期日から2030年4月11日まで

②譲渡制限の解除条件

・制度(i)

対象従業員が各譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、各譲渡制限期間満了日において、各譲渡制限期間に係る本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、任期満了又は雇用期間満了、死亡その他当社が正当と認める事由により当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も喪失した場合には、当該喪失の直後の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数に応じて計算する数の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

・制度(ii)

対象従業員が各譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったこと及び当該各譲渡制限期間中に降格していないことを条件として、各譲渡制限期間満了日において、各譲渡制限期間に係る本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、任期満了若しくは雇用期間満了、死亡その他当社が正当と認める事由により当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員のいずれの地位も喪失した場合又は降格した場合には、当該喪失又は降格の直後の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失又は降格の日を含む月までの月数に応じて計算する数の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

③当社による無償取得

・制度(i)

当社は、各譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象従業員が当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式を当然に無償で取得する。

・制度(ii)

当社は、各譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象従業員が当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれの地位も喪失し若しくは降格した直後の時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式を当然に無償で取得する。

# 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,630	流動負債	8,363
現金及び預金	14,235	1年内返済予定の長期借入金	3,546
売掛金	1,251	未払金	1,777
未収入金	1,500	未払費用	674
前払費用	274	契約負債	714
関係会社短期貸付金	2,391	預り金	379
その他	22	未払法人税等	774
貸倒引当金	△43	その他の引当金	158
固定資産	21,206	その他	338
有形固定資産	223	固定負債	11,211
建物	183	長期借入金	11,211
工具、器具及び備品	40	負債合計	19,575
無形固定資産	1,067	(純資産の部)	
ソフトウェア	287	株主資本	21,301
のれん	666	資本金	47
顧客関連資産	109	資本剰余金	14,524
その他	3	資本準備金	6,704
投資その他の資産	19,915	その他資本剰余金	7,820
投資有価証券	392	利益剰余金	7,350
関係会社株式	16,865	その他利益剰余金	7,350
関係会社長期貸付金	900	繰越利益剰余金	7,350
敷金	945	自己株式	△621
繰延税金資産	684	評価・換算差額等	△40
その他	128	その他有価証券評価差額金	△40
資産合計	40,836	純資産合計	21,261
		負債・純資産合計	40,836

# 損益計算書

(2024年1月1日から  
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		20,871
売上原価		6,754
売上総利益		14,116
販売費及び一般管理費		11,438
営業利益		2,678
営業外収益		
受取利息	18	
受取和解金	2,232	
助成金収入	12	
その他	215	2,478
営業外費用		
支払利息	59	
株式交付費償却	5	
業務委託料	413	
その他	40	518
経常利益		4,637
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
関係会社株式評価損	514	514
税引前当期純利益		4,123
法人税、住民税及び事業税		1,387
法人税等調整額		△327
当期純利益		3,063

# 株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から  
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	47	6,704	8,130	14,835	4,286	4,286
当期変動額						
当期純利益					3,063	3,063
自己株式の取得						
自己株式の処分			△310	△310		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	△310	△310	3,063	3,063
当期末残高	47	6,704	7,820	14,524	7,350	7,350

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	△1,118	18,050	—	—	18,050
当期変動額					
当期純利益		3,063			3,063
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	498	187			187
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			△40	△40	△40
当期変動額合計	497	3,251	△40	△40	3,211
当期末残高	△621	21,301	△40	△40	21,261

## 個別注記表

### 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 ……移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券 ……市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 3～20年

無形固定資産 ……定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間  
(5年以内)

顧客関連資産 12年

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) のれんの償却に関する事項

のれんは、効果の発現する見積期間（20年以内）を償却年数とし、定額法により均等償却しております。また、重要性の乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

(5) その他計算書類の作成のための重要な事項

①収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

(i)人材プラットフォーム事業

成功報酬型の採用システム「ジョブメドレー」は、顧客事業所が「ジョブメドレー」経由で求職者を採用した場合、入職日で履行義務を充足していることから、当該時点で収益を認識しております。なお、採用した求職者が早期退職となった場合、成果報酬の一部を返金しております。そのため、当連結会計年度末時点において早期退職期間を経過していない成果報酬に過去の実績を勘案し、返金の発生見込額を返金負債として認識しております。

(ii)医療プラットフォーム事業

クラウド診療支援システム「CLINICS」及びかかりつけ薬局支援システム「Pharms」は、顧客との契約期間にわたりサービスの提供を行うことで履行義務が充足されるため、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

(iii)新規開発サービス

介護施設検索サイト「介護のほんね」は、入居者が「介護のほんね」経由で介護施設に入居した時点で履行義務を充足していることから、当該時点で収益を認識しております。なお、入居者が早期退去となった場合、成果報酬の一部を返金しております。そのため、当連結会計年度末時点において早期退去期間を経過していない成果報酬に過去の実績を勘案し、返金の発生見込額を返金負債として認識しております。

②繰延資産の処理方法

3年間で均等償却しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### (関係会社株式の評価)

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
関係会社株式	16,865
関係会社株式評価損	514

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①金額の算定方法

関係会社株式は、取得時点において価値算定の対象となった事業計画に基づき算定しております。関係会社株式はいずれも、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ著しく低下したときには、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き、相当の減損処理を行うこととしております。また、関係会社の超過収益力等を反映して、計算書類から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で関係会社の株式を取得している場合において、超過収益力等の減少により実質価額が取得原価に比べ著しく低下したときには、相当の減損処理を行うこととしております。

##### ②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

実質価額に含まれる超過収益力は買収時の事業計画に基づき算出しております。当該事業計画の主要な仮定は、当社とのシナジーや利用可能な情報により設定した売上高成長率等であります。

##### ③翌事業年度の計算書類における影響

上記の仮定は経営者による最善の見積りにより決定しておりますが、競合他社や市場環境の変化等により影響を受ける可能性があり、不確実性が伴っております。そのため、実績が事業計画から著しく下方に乖離するなどして、実質価額が著しく下落し、減損損失を認識する必要が生じた場合には、関係会社株式評価損として認識する可能性があります。

(のれん及び顧客関連資産の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
のれん	666
顧客関連資産	109

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	2,700百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	2,700百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	283百万円
短期金銭債務	36百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 113百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	303百万円
営業取引以外による取引高	218百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数  
 普通株式 32,738,600株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の数  
 普通株式 218,285株
- (3) 当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の  
 目的となる株式の種類及び数  
 普通株式 192,400株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

関係会社株式	406百万円
資産調整勘定	138百万円
減価償却超過額	109百万円
未払金	86百万円
その他の引当金	54百万円
株式報酬費用	39百万円
監査報酬否認	21百万円
貸倒引当金	14百万円
その他有価証券	13百万円
資産除去債務	12百万円
契約負債	11百万円
その他	33百万円
繰延税金資産小計	943百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金	△ 221百万円
評価性引当額小計	△ 221百万円
繰延税金資産合計	722百万円

（繰延税金負債）

顧客関連資産	38百万円
繰延税金負債合計	38百万円
繰延税金資産の純額	684百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 会社等

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社コ ミュニティメ ディカル	所有 直接：100.0	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 (注)	837	関係会社 短期貸付金	167
						関係会社 長期貸付金	670
	株式会社メ ドレーフィ ナンシャル サービス	所有 直接：100.0	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 (注)	1,270	関係会社 短期貸付金	1,040
						関係会社 長期貸付金	230
株式会社パ シフィック メディカル	所有 直接：80.0	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 (注)	300	関係会社 短期貸付金	300	
株式会社オ フショア	所有 直接：100.0	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 (注)	884	関係会社 短期貸付金	884	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

「連結注記表 企業結合に関する注記 (取得による企業結合) 1. 株式会社エイチームウェルネスのラールン事業の吸収分割」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 653円 79銭  
1株当たり当期純利益 94円 35銭

## 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による企業結合)

「連結注記表 重要な後発事象に関する注記 (株式取得による企業結合)」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(株式取得による企業結合及び株式併合と簡易株式交換による完全子会社)

「連結注記表 重要な後発事象に関する注記 (株式取得による企業結合及び株式併合と簡易株式交換による完全子会社)」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(子会社株式の売却)

「連結注記表 重要な後発事象に関する注記 (子会社株式の売却)」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(自己株式の取得)

「連結注記表 重要な後発事象に関する注記 (自己株式の取得)」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(譲渡制限付株式としての自己株式の処分)

「連結注記表 重要な後発事象に関する注記 (譲渡制限付株式としての自己株式の処分)」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(共通支配下の取引)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、当社の子会社である株式会社オフショア及び株式会社グッピーズを吸収合併することを決議いたしました。また、2025年2月20日開催の取締役会において、株式会社パシフィックメディカル、アクシスルートホールディングス株式会社、株式会社アクシス及びアクシスイノベーション株式会社を吸収合併することを決議いたしました。

### (1) 企業結合の概要

#### ①結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業	事業の内容
株式会社オフショア	医療分野におけるパッケージシステム開発・導入・運用、及び関連付帯サービス、病院・生活者間におけるエンゲージメント支援等

株式会社グッピーズ	医療・介護・福祉に特化した人材サービス事業及び健康管理アプリを活用したヘルスケア事業
株式会社パシフィックメディカル	電子カルテシステムの開発及び販売、受託システムの請負サーバー機器の保管及び保守、システム導入に関する企画・設計及びコンサルティング
アクシスルートホールディングス株式会社	医療分野におけるシステムの企画、開発、運用、及び販売等を営む会社の株式又は持分を所有することによって当該会社の事業活動を支配及び管理する業務
株式会社アクシス	医療分野におけるシステムの企画、開発、運用及び販売等
アクシスイノベーション株式会社	インターネットシステムによる経営コンサルティング等

## ②企業結合日

結合当事企業	企業結合日
株式会社オフショア	2025年4月1日
株式会社グッピーズ	2025年4月1日
株式会社パシフィックメディカル	2025年9月1日
アクシスルートホールディングス株式会社	2025年9月1日
株式会社アクシス	2025年9月1日
アクシスイノベーション株式会社	2025年9月1日

## ③企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社オフショア、株式会社グッピーズ、株式会社パシフィックメディカル、アクシスルートホールディングス株式会社、株式会社アクシス及びアクシスイノベーション株式会社は解散いたします。

## ④その他取引の概要に関する事項

シナジーの更なる発揮をはじめ、当社グループの成長を一層加速させることを目的とし、本合併を行うことといたしました。

## (2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理を予定しております。

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

株式会社メドレー  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 内 基 明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 山 浩 平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴫 田 直 樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メドレーの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メドレー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 証拠に基づき、継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

株式会社メドレー  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池 内 基 明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 山 浩 平

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鴫 田 直 樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メドレーの2024年1月1日から2024年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月20日

株式会社メドレー 監査役会

常勤監査役 表 昇 平 (印)

社外監査役 蒲 地 正 英 (印)

社外監査役 永 田 亮 子 (印)

以 上

2026年2月25日

## 吸収合併に係る事前開示書面（追加）

（会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面）

横浜市港北区新横浜二丁目11番地5

株式会社ASFON TRUST NETWORK

代表取締役 石崎 洋輔

当社は、株式会社メドレー（以下「存続会社」といいます。）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併につき、2026年2月10日付けで会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づく事前開示書面を備置しておりますが、開示事項に変更が生じたので、会社法施行規則第182条第1項第6号の規定に基づき、以下のとおり変更後の事項を開示いたします。

### 5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号及び第6項）

- (1) 存続会社の最終事業年度に係る計算書類等  
別紙のとおりです。

以上

別紙 存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、人材プラットフォーム事業及び医療プラットフォーム事業双方において、医療や介護の提供体制を担う人材の不足や財源問題が継続しました。

このような事業環境のもと、当連結会計年度における人材プラットフォーム事業の売上高は、人材採用システム「ジョブドレー」において顧客事業所数及び従事者会員数が引き続き順調に増加したことに加え、オンライン研修システム「ジョブドレーアカデミー」においても顧客事業所数が伸長したことにより増収となりました。医療プラットフォーム事業においても、各プロダクトの顧客への導入が堅調に推移したことにより、利用医療機関数が増加し、増収となりました。売上高が伸長する一方で、事業規模拡大に向けて人材プラットフォーム事業におけるマーケティング活動やオンライン研修システムへの成長投資、並びに医療プラットフォーム事業における組織体制を見直したことに加え、介護施設紹介事業を運営する株式会社ASFON TRUST NETWORK、及び子会社にてクラウド型電子薬歴等を開発・提供するアクシスルートホールディングス株式会社を連結子会社化しました。また、グループ会社6社を当社へ合併し、事業運営の効率化を進める等、中長期的な成長を見据えた取り組みを積極的に実施しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高36,786百万円（前連結会計年度比25.5%増）、EBITDA4,821百万円（前連結会計年度比17.2%増）、営業利益2,150百万円（前連結会計年度比7.6%減）、経常利益2,202百万円（前連結会計年度比46.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は975百万円（前連結会計年度比65.1%減）となりました。

なお、人材プラットフォーム事業においては、当社グループのサービスを利用して入職した求職者が求人事業所に入職した日付を基準として売上高を計上しているため、一般的に年度の始まりとされている4月に入職が増え、同月に売上高が偏重する傾向があります。

セグメントごとの業績を示すと、以下のとおりです。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同期比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

① 人材プラットフォーム事業

当連結会計年度においては、利便性の向上に向けたサービスサイトの機能改善を継続的に実施し、人材プラットフォーム事業全体の顧客事業所数は前連結会計年度末比9.9%増の44.8万件となりました。「ジョブメドレー」における応募数は引き続き増加しており、掲載求人数についても前連結会計年度末比12.3%増の47.1万件となりました。

以上の結果、セグメント売上高は26,321百万円（前連結会計年度比24.7%増）、全社共通費用配賦前のセグメント利益（営業利益）は9,085百万円（前連結会計年度比17.6%増）となりました。

② 医療プラットフォーム事業

当連結会計年度においては、医療プラットフォーム事業全体の利用医療機関数は前連結会計年度に引き続き増加し、前連結会計年度末比17.1%増の2.2万件となりました。また、ファクタリングサービスの「メドレー早期資金サポート」においては、当社グループのシステム利用実績及びレセコンのデータと連携してサービス提供する方針を固め、当連結会計年度より新規開発サービスから医療プラットフォーム事業へセグメントの区分を変更しました。さらに、病院・診療所・歯科・調剤薬局など各領域の医療機関が患者・生活者とひとつにつながるAI機能を搭載した「MEDLEY AI CLOUD」の提供を開始しました。加えて、クラウド型電子薬歴の「MEDIXS」が株式会社アクシスのグループ化を通じて当セグメントに加わりました。

以上の結果、セグメント売上高は9,378百万円(前連結会計年度比23.6%増)、全社共通費用配賦前のセグメント損失(営業損失)は454百万円(前連結会計年度はセグメント損失(営業損失)15百万円)となりました。

なお、当該セグメント損失(営業損失)が発生している要因としては、高い売上高成長率を実現するための取り組みを優先していること等が挙げられます。

### ③ 新規開発サービス

当連結会計年度において、米国における人材採用システムの事業拡大に向けた投資を実施しました。また、介護施設検索サイト「介護のほんね」においては、コンテンツ拡充及び紹介可能施設数の拡充のための積極的な営業活動を継続的に実施しました。さらに、株式会社ASFON TRUST NETWORKの「みんかい」が当セグメントに加わり、また、人材不足の短期的な需要に対応する人材採用システムとして「ジョブメドレースポット」の提供を開始しました。なお、2026年1月より「介護のほんね」は「みんかい」にブランドを統合しております。

以上の結果、セグメント売上高は1,088百万円(前連結会計年度比78.5%増)、全社共通費用配賦前のセグメント損失(営業損失)は769百万円(前連結会計年度はセグメント損失(営業損失)377百万円)となりました。

なお、当該セグメント損失(営業損失)が発生している要因としては、米国事業において、事業拡大及びオペレーション整備のための投資をしていることが挙げられます。

その他、セグメント間取引消去額及び各セグメントに配賦されていない全社共通費用の総額は5,711百万円(前連結会計年度比14.1%増)です。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は499百万円であります。その主なものは、当社グループの事業運営を行うためのソフトウェアの開発及び購入298百万円であります。

なお、当連結会計年度におきまして重要な設備の除却、売却はありません。

### (3) 資金調達の状況

当社グループは資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行4行との間に当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

また、当連結会計年度において、金融機関から長期借入金5,000百万円の資金調達を行っております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、「医療ヘルスケアの未来をつくる」というミッションを掲げ、医療ヘルスケア領域において事業を展開しております。インターネット技術等を活用して医療ヘルスケア領域のデジタルトランスフォーメーションを推進し、患者と医療従事者の双方にとって納得できる医療を実現することを目指しております。

また、当社グループは、長期フリーキャッシュ・フローの最大化を重視しており、現在はその源泉となる売上高及び売上総利益を大きくするフェーズであると考えております。

具体的には売上高を「顧客事業所数」×「ARPU（注）」に分解し、「顧客数の最大化」と、「ARPUの継続改善」に取り組んでおります。これらのために、継続的な顧客獲得に加え、当社グループの顧客によるサービス利用率の向上や、プロダクトラインナップの強化に積極的な投資を行っていきます。当社グループは新中期目標として2029年12月期の売上高1,000億円及びEBITDA200億円を目指しており、2025年12月期通期決算においては新中期目標に対して順調に進捗しております。新中期目標達成期間は、増収増益を原則としつつ、事業環境の変化への対応や投資機会を優先することで、早期達成に挑戦します。

(注) ARPU (Average Revenue Per User) とは、当社グループの顧客事業所当たりの売上額を指します。

上記を踏まえ、当社グループが対処すべき課題として、以下のような課題を認識し、これに対処してまいります。

##### ① 高い売上高成長率の継続のための規律ある成長投資の実行

当社グループでは、高い売上高成長率の継続のために、既に収益化している既存事業への成長投資のみならず、新規事業開発に積極的に取り組んでいくことが重要であると考えております。

経営の安定性の観点から、全社の増収増益を基本方針としつつ、積極的な成長投資を実行しております。新規事業開発においては、当社グループの既存事業とのシナジーを活かすことを重視しております。各事業への投資に関しては、複数の分析指標を用いて費用対効果及び投資回収期間などの評価を行うとともに、ユニットエコノミクスが健全化したプロダクトについては、プロダクト毎に黒字化のタイミングを設定しております。

今後も、高い売上高成長率の継続のため、規律ある成長投資を実行してまいります。

② 事業連携及びM&Aの取り組み

当社グループは、長期フリーキャッシュ・フローの最大化のために、事業連携及びM&Aの取り組みが有用であると認識しております。当社グループが有する顧客基盤やプロダクトラインナップの活用等のシナジーを重視した事業連携及びM&Aを積極的に実施することで、全社としての収益力強化に取り組んでまいります。

③ 組織体制の整備

当社グループは、国内外の事業において、顧客基盤の拡大、サービスの利便性向上及び新規サービスの開発等の多面的な取り組みにより高い売上高成長率を継続していくため、多様なバックグラウンドを有する優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると認識しております。当社グループの経営理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が高いモチベーションを持って働ける就業環境や人事制度の整備を行うことで、組織力の強化を目指してまいります。

④ システムの安定稼働と強化

当社グループは、インターネット技術を活用して事業を運営していることから、事業運営上、システムの安定稼働が極めて重要であると認識しております。このため、当社グループは、利用者の増加、取扱データ容量拡大に応じたサーバーの増強を含め、システム安定化のための人員確保及び継続的なシステム強化に取り組んでまいります。

⑤ 情報管理体制の強化

当社グループは、医療ヘルスケア領域のデジタルトランスフォーメーションに取り組む中で、エンドユーザー（求職者や患者等）の個人情報を中心とした情報資産を当社グループのシステム上に多く保有しております。かかる個人情報を中心とした情報資産の管理を強化していくことが、当社グループミッションの達成に向けた当社グループへの社会からの信頼性構築のために非常に重要であると考えております。個人情報やインサイダー情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内研修の実施、セキュリティシステムの整備、及び各種セキュリティ認証の取得等により、情報管理体制の強化徹底を図ってまいります。

⑥ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループは、現在成長段階にあり、継続的な成長を続けることのできる強固な組織基盤の確立に向けて、コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の更なる強化が経営上の重要な課題であると認識しております。特に、事業連携及びM&A等を実施しながら事業拡大を行っていくことを前提に、子会社管理体制を強化し、連結グループとしての財務報告の信頼性確保並びにコンプライアンス体制及び内部管理体制の強化を図ってまいります。

⑦ リスク管理体制の強化

当社グループでは、顧客数の最大化と、ARPUの継続改善に今後も取り組んでいく中で、事業領域を継続的に拡大し、サービスの機能を拡充していくことを企図しています。そのような中で、顧客やエンドユーザー（求職者や患者等）からの問い合わせ対応や、新たに発生する想定リスクを堅実に管理していく体制を強化することが重要であると認識しております。このため、当社グループではリスク管理を統括する内部組織としてリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の強化を図っております。リスク管理委員会は、当社グループの経営及び事業運営にリスク管理の視点を定着させることをミッションとし、取締役会においてその活動報告を行うこととなっている等、より実効的なリスクマネジメント体制を構築することを基本方針としています。また、内部監査を充実させ、リスク管理を含めた内部管理体制の強化に努めてまいります。

⑧ 知名度の向上

当社グループは、運営するサービスの飛躍的な成長にとって、医療ヘルスケア領域の事業所のみならず、エンドユーザー（求職者や患者等）における健全な知名度の向上が必要であると考えております。また、当社グループの知名度の向上は、他企業との提携等も含めた事業展開をより有利に進めることや、サービスを支える優秀な人材を採用・確保することに寄与すると考えております。そうした考えから、当社グループでは、各サービスの知名度の向上を目指した広告宣伝活動に加え、全社的な広報活動を推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度 第 14 期	2023年度 第 15 期	2024年度 第 16 期	2025年度 (当連結会計年度) 第 17 期
売 上 高	14,185 百万円	20,532 百万円	29,302 百万円	36,786 百万円
経 常 利 益	1,526 百万円	3,755 百万円	4,078 百万円	2,202 百万円
親会社株主に帰属する当期 純 利 益	1,017 百万円	2,566 百万円	2,798 百万円	975 百万円
1株当たり当期純利益	31.77 円	79.53 円	86.17 円	30.62 円
総 資 産	21,810 百万円	25,430 百万円	45,201 百万円	41,252 百万円
純 資 産	15,170 百万円	17,637 百万円	20,219 百万円	14,799 百万円
1株当たり純資産額	469.79 円	542.49 円	621.43 円	478.95 円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度 第 14 期	2023年度 第 15 期	2024年度 第 16 期	2025年度 (当期) 第 17 期
売 上 高	11,562 百万円	16,358 百万円	20,871 百万円	29,582 百万円
経 常 利 益	1,675 百万円	3,939 百万円	4,637 百万円	3,119 百万円
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,200 百万円	2,741 百万円	3,063 百万円	△1,523 百万円
1株当たり当期純利益又は 当 期 純 損 失 (△)	37.48 円	84.95 円	94.35 円	△47.80 円
総 資 産	20,485 百万円	23,901 百万円	40,836 百万円	40,454 百万円
純 資 産	15,391 百万円	18,050 百万円	21,261 百万円	15,302 百万円
1株当たり純資産額	479.42 円	557.89 円	653.79 円	495.25 円

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	当社の出資比率（％）	主要な事業内容
株式会社メドレーフィナンシャルサービス	50	100	医療プラットフォーム事業

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社1社を含む7社であります。

なお、株式会社パシフィックメディカル、株式会社グッピーズについては、当社との吸収合併により消滅しております。また、株式会社メディバスについては、全株式を譲渡しております。

## (7) 主要な事業内容

事業	事業内容
人材プラットフォーム事業	成果報酬型の人材採用システム「ジョブメドレー」を運営 閲覧課金型の人材採用システム「グッピー求人」を運営 オンライン研修システム「ジョブメドレーアカデミー」を運営
医療プラットフォーム事業	無床医科診療所向けクラウド診療支援システム「CLINICS」を運営 調剤薬局向けシステム「MEDIXS」を運営 医療情報提供サービス「MEDLEY」を運営 病院向け電子カルテ「MALL」を運営 歯科向けクラウド業務支援システム「DENTIS」を運営 病院・有床診療所向け予約システム「@link」を運営 患者向けアプリ「melmo」を運営 診療報酬債権等のファクタリングサービス「メドレー早期資金サポート」を運営
新規開発サービス	老人ホーム・介護施設紹介サービス「みんかい」を運営 人材採用システム「Jobley」を米国で運営

(8) 主要な事業所（2025年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都港区六本木六丁目10番1号
----	------------------

② 子会社

株式会社メドレーフィナンシャルサービス	東京都港区六本木六丁目10番1号
---------------------	------------------

(9) 従業員の状況（2025年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,815 (92) 名	328名増 (42名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に直近1年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,511 (48) 名	469名増 (5名増)	33.8歳	3.6年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に直近1年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（2025年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	10,051百万円
株式会社三井住友銀行	5,346百万円
株式会社りそな銀行	435百万円

(注) 当社グループは資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行4行との間に当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 32,738,600株（うち自己株式 1,838,986株）
- (3) 株主数 10,809名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
瀧口 浩平	6,002,200 株	19.42 %
豊田 剛一郎	2,795,800	9.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,094,000	6.78
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,935,796	6.26
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,341,700	4.34
GOLDMAN,SACHS & CO.REG	1,111,438	3.60
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	945,320	3.06
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	841,400	2.72
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	789,947	2.56
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	699,319	2.26

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(1,838,986株)を控除して計算しております。
2. 2023年5月10日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、2023年4月28日現在でみずほ証券株式会社及びその共同保有者2社が2,093,200株(保有割合6.39%)保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。
3. 2024年10月8日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、2024年10月1日現在でPolar Capital LLPが2,558,452株(保有割合7.81%)保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。
4. 2025年3月19日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、2025年3月14日現在でJ.P. Morgan Securities plc及びその共同保有者1社が1,372,841株(保有割合4.19%)保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。
5. 2025年8月19日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、2025年8月12日現在でOLP Capital Management Limitedが1,267,500株(保有割合3.87%)保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。
6. 2025年9月5日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、2025年8月29日現在でユービーエス・エイ・ジー(銀行)及びその共同保有者3社が727,970株(保有割合2.22%)保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。
7. 2025年11月27日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、2025年11月21日現在でノース・ピーク・キャピタル・マネジメント・エルエルシーが2,072,614株(保有割合6.33%)保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
 当社の企業価値の継続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主と一層の価値共有を進めることを目的として、取締役(社外取締役を除く)を対象に、譲渡制限付株式報酬を付与するため次のとおり株式を交付しております。

区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	29,900株	3名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては「4.(4)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。
2. 当事業年度中に当社が社外取締役及び監査役に対して交付した株式はありません。

(6) その他株式に関する事項

自己株式の取得

① 取締役会決議に基づく取得による増加：1,979,100株

取締役会決議	2025年2月14日
取得対象株式の種類及び数	普通株式 400,000株
取得価額の総額	1,186,916,400円
取得期間	2025年2月17日から同年6月30日
取得方法	東京証券取引所における市場買付

取締役会決議	2025年3月10日（注1）
取得対象株式の種類及び数	普通株式 1,050,000株（注1）
取得価額の総額	2,848,746,500円（注1）
取得期間	2025年3月11日から同年12月31日（注1）
取得方法	東京証券取引所における市場買付

取締役会決議	2025年11月14日
取得対象株式の種類及び数	普通株式 529,100株（注2）
取得価額の総額	1,290,367,100円（注2）
取得期間	2025年11月17日から2026年3月31日
取得方法	東京証券取引所における市場買付

（注1） 2025年8月15日付の取締役会において、2025年3月10日付の取締役会において決議された自己株式取得の取得枠拡大及び取得期間の延長に関して決議しております。

（注2） 2025年12月31日現在の取得状況を記載しております。

② 譲渡制限付株式の付与対象者の退職に伴う無償取得による増加：28,119株

自己株式の処分

- ① 譲渡制限付株式の付与による減少：172,200株
- ② 当社を株式交換完全親会社、アクシスルートホールディングス株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換による減少：158,718株
- ③ 新株予約権の行使による減少：55,600株

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要及び保有人数

回号	第9回新株予約権		第12回新株予約権		
発行決議日	2017年4月25日		2018年7月19日		
新株予約権の数	245,750個		23,400個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び付与数	普通株式 98,300株 (新株予約権1個につき 0.4株)		普通株式 23,400株 (新株予約権1個につき 1株)		
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権1個当たり 178.8円 (1株当たり 447円)		新株予約権1個当たり 472円 (1株当たり 472円)		
新株予約権の行使期間	自 2019年4月26日 至 2027年4月24日		自 2020年7月20日 至 2028年3月29日		
新株予約権の主な行使条件	(注) 2		(注) 2		
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	66,500個 26,600株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	20,000個 20,000株 1名

- (注) 1. 当社は、2017年9月28日付で2.5株につき1株の割合で株式併合を行っており、当該併合後の株式数に換算して記載しております。
2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- ①新株予約権者は権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了若しくは定年退職の場合、又は、その他新株予約権者の退任若しくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
  - ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
  - ③新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未達の行使はできないものとする。
  - ④新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
3. 当社は、2020年9月10日付で時価を下回る価額で海外募集による新株発行を行っております。これにより、発行要領に定める行使価額調整条項に従って、権利行使時1株当たりの行使価額の調整を行い、調整後の行使価額を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2025年12月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
瀧口 浩平	代表取締役社長	CEO
河原 亮	取締役	上級執行役員 CFO ファイナンス統括部長
竹内 真	取締役	上級執行役員 CHRO ヒューマンキャピタル統括部長 トグルホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社ツクルバ 社内（業務執行）取締役
瓜生 英敏	社外取締役	株式会社マネーフォワード 社外監査役 日本電気株式会社 Chief Investment Officer
木村 新司	社外取締役	Das Capital SG Pte. Ltd. Director Pegasus Wings Group Ltd. Director Cove Group Pte. Ltd. Director 株式会社Gunosy 代表取締役会長CEO Harbourfront Capital Management Pte. Ltd. Director 株式会社Gunosy Capital 取締役
桜庭 理奈	社外取締役	Coaching Leaders Japan合同会社 代表社員 一般社団法人日本オントロジカル・コーチング協会 代表理事 Coaching Leaders Japan B.V. CEO
松本 恭攝	社外取締役	JOSYS DIGITALTECHNOLOGIES INDIA PRIVATE LIMITED Director ジョーシス株式会社 代表取締役 ラクスル株式会社 取締役会長
表 昇平	常勤監査役	—
蒲地 正英	社外監査役	蒲地公認会計士事務所 代表 税理士法人カマチ 代表社員 株式会社will consulting 代表取締役 バリュエンスホールディングス株式会社 社外取締役 監査等委員 株式会社ポピンズ 社外取締役 監査等委員
永田 亮子	社外監査役	本田技研工業株式会社 社外取締役 監査委員 株式会社UACJ 社外取締役

- (注) 1. 瓜生英敏氏、木村新司氏、桜庭理奈氏及び松本恭攝氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
2. 蒲地正英氏及び永田亮子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。  
3. 蒲地正英氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は、取締役瓜生英敏氏、木村新司氏、桜庭理奈氏及び松本恭攝氏、監査役蒲地正英氏及び永田亮子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
5. 竹内真氏は、2025年12月31日付けでCHRO・ヒューマンキャピタル統括部長を退任し、2026年2月13日付けで上級執行役員を退任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等を除きます。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者の業務遂行責任（善管注意義務違反・経営判断の誤り等）に起因して株主・投資家、従業員その他の第三者に対する役員個人が負担すべき以下の法律上の損害賠償金及び争訟費用を保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、その他重要な使用人であり、保険料は全額当社で負担しております。

- ① 取締役、監査役などの個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用
  - ② 個人被保険者に対してなされた損害賠償請求により個人被保険者が被った損害
- ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜の提供を得た場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令違反行為であることを認識しながら行った場合等には填補の対象としないこととしております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

##### a. 取締役報酬について

##### (a) 報酬の決定方針及び決定方法

当社の取締役の報酬等の基本方針の決定権限を有する者は取締役会であり、当社は、2022年2月28日開催の取締役会において、以下を「取締役報酬の基本方針」として決議しております。

イ 当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

ロ 社内（業務執行）取締役の報酬の決定方針は、以下のとおりとする。

##### (イ) 基本方針

当社のミッションである「医療ヘルスケアの未来をつくる」に向けて前進し、中長期的な企業価値の向上に対して適切なインセンティブを与えられる制度とする。

##### (ロ) バランス

過度なリスクテイクを志向する制度とならぬよう、基本報酬と業績に連動した報酬の適切なバランスを志向するものの、成長性の確保に重点を置き、基本報酬に対する業績連動報酬の割合については、同業種他社の水準と比較して業績連動報酬の比率を高くする。

##### (ハ) 報酬総額

同等程度の規模（売上高、時価総額、従業員規模等）の同業種の企業との比較においてトップクラスの報酬水準とし、優秀な人材が確保できる制度とする。

##### (ニ) 基本報酬

基本報酬については、各取締役の市場価値、各種統計資料とのベンチマーク比較等も参考にしながら決定を行う。

##### (ホ) 業績連動報酬

業績に連動する報酬については、中長期での企業価値向上へのインセンティブを重視するために、単年度の業績に連動するいわゆる業績連動賞与は導入せず、株主と経営陣での利害関係が共有される株価連動報酬（株式報酬）を採用する。

(ヘ) 社外取締役の報酬の決定方針は、以下のとおりとする。

- i. 取締役の業務執行の監督という役割を踏まえて取締役ごとに個別に決定を行う。
- ii. 独立性の観点から、業績に左右されない現金固定報酬のみとし、ガバナンスの役割期待及びリスクに見合った報酬額とする。

当社では、取締役の報酬を決定する取締役会に先立ち、取締役の個別報酬額について以下の概要に記載する指名報酬諮問委員会の諮問を受けることを定めています。

(指名報酬諮問委員会の概要)

- ① 指名報酬諮問委員会規程の定めるところに従い、代表取締役社長、独立社外取締役及び取締役会の決議により選任された取締役で構成する。
- ② 委員の員数は3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とする。
- ③ 委員長は、取締役会の決議によって取締役の中から選任する。
- ④ 指名報酬諮問委員会は、取締役会の構成及び体制に関する事項、取締役及び執行役員の選任及び解任に関する事項、個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、個人別の報酬額等の内容、並びにその他必要な基本方針、規則及び手続等の制定等に関して審議を行い、取締役会に対して助言・提言を行う。

(b) 報酬の構成及び決定に至る過程

取締役の報酬等の額については、2015年3月30日開催の第6期定時株主総会において、年額200百万円以内（なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しており、当該決議時点の対象となる取締役の員数は4名です。

また、2021年3月26日開催の第12期定時株主総会において、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の利害共有を進めること等を目的として、取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しており、当該決議時点の対象となる取締役の員数は7名です。当制度による報酬は、上記の取締役報酬である200百万円の報酬枠とは別枠で、年額200百万円の範囲内で付与することとしており、割当てを受ける譲渡制限付株式の総数は年3万株以内としております。

当事業年度においては、各取締役の報酬額の決定については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長瀧口浩平に一任しており、各取締役の報酬額は、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案して決定しております。決定を委任した理由は、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等につき各取締役の個別の事情を踏まえるためです。

なお、2022年2月28日開催の取締役会において、個別の社内（業務執行）取締役の基本報酬と株式報酬の比率、及び、社外取締役の報酬の総額については報酬諮問委員会（現：指名報酬諮問委員会）への諮問を踏まえて取締役会において決定する方針を決議しており、代表取締役社長は報酬諮問委員会が定めた方針に沿って取締役会が委任した権限の範囲内で各取締役の報酬を決定するものとしております。

当事業年度の取締役の報酬等は、代表取締役社長が、指名報酬諮問委員会への諮問を踏まえた取締役会からの委任の範囲内で、上記の報酬の決定方針に沿って決定したものであり、当社の取締役会は、取締役の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しております。

b. 監査役報酬について

監査役については、2025年3月25日開催の第16期定時株主総会において、年額80百万円以内と決議しており、当該決議時点の対象となる監査役の員数は3名です。各監査役の報酬額については、監査役の協議により決定しております。

② 当該事業年度の取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	192 (35)	151 (35)	— (—)	41 (—)	10 (7)
監査役 (うち社外監査役)	42 (16)	42 (16)	— (—)	— (—)	3 (2)

(注) 1. 非金銭報酬として取締役(社外取締役を除く)に対して譲渡制限付株式を交付しております。

2. 上記の非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した金額です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

(2025年12月31日現在)

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	瓜生 英敏	株式会社マネーフォワード 社外監査役 日本電気株式会社 Chief Investment Officer	特別の利害関係はありません。
社外取締役	木村 新司	Das Capital SG Pte. Ltd. Director Pegasus Wings Group Ltd. Director Cove Group Pte. Ltd. Director 株式会社Gunosy 代表取締役会長CEO Harbourfront Capital Management Pte. Ltd. Director 株式会社Gunosy Capital 取締役	特別の利害関係はありません。
社外取締役	桜庭 理奈	Coaching Leaders Japan合同会社 代表社員 一般社団法人日本オントロジカル・コーチング協会 代表理事 Coaching Leaders Japan B.V. CEO	特別の利害関係はありません。
社外取締役	松本 恭暲	JOSYS DIGITALTECHNOLOGIES INDIA PRIVATE LIMITED Director ジョーシス株式会社 代表取締役 ラクスル株式会社 取締役会長	特別の利害関係はありません。
社外監査役	蒲地 正英	蒲地公認会計士事務所 代表 税理士法人カマチ 代表社員 株式会社will consulting 代表取締役 バリュエンスホールディングス株式会社 社外取締役 監査等委員 株式会社ポピズ 社外取締役 監査等委員	特別の利害関係はありません。
社外監査役	永田 亮子	本田技研工業株式会社 社外取締役 監査委員 株式会社UACJ 社外取締役	特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	瓜生 英敏	13/13回 (100%)	—	上場企業の役員及び投資銀行での業務を通じたファイナンス、M&A、グローバル展開等に関する豊富な経験と見識を活かし、当社グループの企業経営及びグローバル展開に係る助言・提言を行っており、取締役会において多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外取締役	木村 新司	13/13回 (100%)	—	IT企業の経営及び国内外での投資や事業に関する豊富な経験と見識を活かし、当社グループの企業経営及びグローバル展開に係る助言・提言を行っており、取締役会において多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外取締役	桜庭 理奈	17/17回 (100%)	—	国内企業及びグローバル企業における人事領域の経験と見識を活かし、当社グループのグローバル組織体制の構築及び当社グループのHR体制の強化に係る助言・提言を行っており、取締役会において多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外取締役	松本 恭攝	13/13回 (100%)	—	上場企業の創業者として企業経営及び新たなビジネスモデルを創出してきた豊富な経験と見識、及び設立時からグローバル展開を目指した企業設計を行うスタートアップ企業のCEOであることによる知見を活かし、当社のグローバル組織化を前提とした組織開発や事業開発に係る助言・提言を行っており、取締役会において多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外監査役	蒲地 正英	17/17回 (100%)	14/14回 (100%)	公認会計士及び税理士の資格を活かし数多くの事業会社に対する経営アドバイスを行ってきた経験に基づき、財務及び会計に関する高い専門性と豊富な知見と専門的な観点から助言・提言を行うとともに、当社グループの適切な経営監視を行っております。
社外監査役	永田 亮子	17/17回 (100%)	14/14回 (100%)	上場企業における豊富な監査経験を活かし、企業経営及び監査に関する豊富な知見と高い見識を活かした助言・提言を行うとともに、当社グループの適切な経営監視を行っております。

(注) 社外取締役の瓜生英敏氏、木村新司氏及び松本恭攝氏は2025年3月25日開催の第16期定時株主総会において選任されたため、就任後の出席状況を記載しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	85百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	85百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役の全員の同意により、これを解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の適格性又は独立性を害する事由の発生により、適正な職務の遂行が困難であると認められる場合等において、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において以下のとおり決議しております。

#### a 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）は、コンプライアンスの実践を経営の重要課題の一つと位置付け、企業活動上求められる、法令、定款及び社会規範等を遵守し、コンプライアンス体制の確立に取り組むことを目的として「コンプライアンス規程」を定め、当社グループの取締役及び使用人に対してコンプライアンスに関する周知・教育活動を行うとともに、コンプライアンス体制の整備及び運用を統括する部門を設置する。
- ロ. 当社グループは、「内部通報規程」に基づき内部通報制度を設け、不正行為等の防止及び早期発見を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
- ハ. 当社グループの取締役の業務執行が法令及び定款その他の社内規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役による監査を実施する。監査役は、当社グループの業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠くおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう当社の取締役会に勧告し、状況により当社の行為の差止めを請求できる。
- ニ. 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社グループの各部門における法令遵守、財産管理その他の状況を監査し、同規程に従った報告、改善勧告を行う。
- ホ. 当社グループは、「コンプライアンス規程」に基づき、反社会的勢力との関わりを一切持たず不当な要求を排除することを行動規範とし、これを当社グループの取締役及び使用人に対して周知する。
- ヘ. 当社グループの取締役及び使用人による法令及び定款その他の社内規程への違反行為については「コンプライアンス規程」及び各種就業規則に基づき懲罰等を含む適正な処分を行う。

#### b 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 当社グループは、「文書管理規程」に基づき、当社グループの取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社グループの取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- ロ. 当社グループは、取締役の職務の執行に係る情報のうち、未公表の重要事実等の適切な管理及び内部者取引を未然に防止するため、情報管理責任者及び情報管理担当者を設置し、情報の部外への漏洩防止のため、未公表の重要事実等を隔離保管する等必要な措置を講じる。
- ハ. 当社グループは、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティ委員

会を設置し、当社グループの情報セキュリティ強化に必要な施策を審議・決定を行う。また、情報セキュリティに関連する法令や規範等に準拠した情報資産の管理・運用に関する社内規程類を整備するとともに、全役職員がこれらを確実に遵守するために必要な周知徹底を行い、情報セキュリティリスクの低減に努める。

- c 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社グループは、当社グループの経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築することを目的として「リスク管理規程」を定め、それに基づき選任された役職員により構成されるリスク管理委員会を設置する。また、リスク管理委員会が中心となり、当社グループの各部門における経営活動上のリスクを網羅的に把握する。その上で、リスク管理委員会は、把握したリスクの取締役会への報告及び把握したリスクの管理方針及び管理施策の決定を行う。当社グループの各部門は、決定されたリスク管理方針及び管理施策に基づき、必要な施策を適切な意思決定プロセスを経て実施するとともに、これについて、内部監査部門が、定期的に又は必要に応じて内部監査を行う。さらに、リスク管理担当部門が全社を対象として定期的な教育活動を行い、リスク管理の全社的推進と必要な情報の共有化を図る。
  - ロ. 当社グループは、当社グループの各部門間における情報共有及び定期的な協議等を組織横断的に行いリスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該事態に対して適切かつ迅速に対応する。
- d 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社グループの取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
  - ロ. 当社グループは、取締役会が経営の監督を、執行役員が経営の執行を担うという役割分担により最高水準の経営を実現し、顧客・従業員・社会・株主に対する責任を全うすべく執行役員制度を設け、執行部門への業務執行権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な経営を推進する。具体的には、当社の全執行役員で構成される経営会議に対して当社グループの経営状況について適時に報告し、協議できる体制を構築した上で、当社グループの業務執行に関する全社的な重要事項の決定及びCEOからの諮問事項に関する議論をする会議体として、コーポレート経営会議を置く。
  - ハ. 当社グループの各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき各種権限及び業務の移譲・分掌を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
  - ニ. 当社グループの取締役の職務執行にあたっての必要な決裁等の手続及び職務分担の

合理性を検証し、また職務執行に必要な使用人の員数の過不足を把握し、改善を図るために内部監査部門による体制の把握、検証を行う。

- e その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - イ. 「関係会社管理規程」に基づき、管理担当部門が子会社の管理を行う。
  - ロ. 当社は、子会社の経営全般に関する重要な事項等について、管理担当部門において子会社から関係書類の提出を受けるとともに、「職務権限規程」に基づき、重要な事項について報告を受け、協議又は承認を行う。
  
- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。尚、その人事異動・処遇については、取締役と監査役とが協議の上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
  
- g 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
  - イ. 監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会、コーポレート経営会議及び経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて当社グループの取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に説明を求めることができる。
  - ロ. 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
  
- h 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社グループは、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
  
- i 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当

該費用又は債務を処理する。

j その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、内部監査部門と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査役は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。

k 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行い、それらの有効性について継続的かつ適切に評価・報告を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は17回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は14回開催いたしました。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の整備のために、「リスク管理規程」を定め、当該規程に基づきリスク管理委員会を設立し、当社の事業推進におけるリスクの洗い出し、重点対応リスク項目の決定及びリスク対応施策の実行を実施しております。
- ③ 当社では、コンプライアンスに関する取り組みを強化するため、法務コンプライアンス統括部が開催するコンプライアンス基礎研修を全12回にわたり新しく入社した社員に対して実施いたしました。また、コンプライアンスに関する意識や知識の維持・向上を目的として、コンプライアンス継続研修を随時実施しております。インサイダー取引防止体制、ハラスメント防止、個人情報保護体制に関するeラーニングでの全社研修も実施しており、社内でのコンプライアンス意識の向上に努めております。また、コンプライアンス体制強化のため、「内部通報規程」に基づき、常勤監査役に加えて外部弁護士事務所を通報窓口として設定し、窓口の複数化を実施しております。
- ④ 当社では、各部門から独立した社長直轄組織として内部監査部門を設置しており、当事業年度においてもInternal Audit室が定めた内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しました。
- ⑤ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ⑥ 当社グループの子会社では、当社の法務コンプライアンス統括部が中心となり社内規程の整備、各種研修の実施を行いました。また、子会社の内部監査についても内部監査計画に基づきこれを実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針  
該当事項はありません。

(4) 親会社等との取引に関する事項  
該当事項はありません。

(5) 特定完全子会社に関する事項  
該当事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけております。現在、当社は引き続き成長過程にあると考えており、持続的成長に向けた積極的な投資に資本を充当していくことが株主の皆様に対する最大の利益還元につながると判断しております。このことから創業以来配当は実施していません。

将来的には、各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案した上で株主の皆様に対して利益還元策を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定です。さらに、株価や経営環境の変化に対する機動的な対応や資本政策及び株主の皆様に対する利益還元策の一つとして、自己株式の取得も適宜実施していく方針であります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	14,820	流 動 負 債	11,516
現 金 及 び 預 金	8,575	買 掛 金	443
売 掛 金	3,042	1年内返済予定の長期借入金	3,786
商 品 及 び 製 品	455	未 払 金	2,570
仕 掛 品	149	未 払 費 用	414
未 収 入 金	1,881	契 約 負 債	2,306
前 払 費 用	533	預 り 金	937
そ の 他	235	未 払 法 人 税 等	244
貸 倒 引 当 金	△53	そ の 他 の 引 当 金	114
固 定 資 産	26,432	そ の 他	697
有 形 固 定 資 産	609	固 定 負 債	14,937
建 物 及 び 構 築 物	413	長 期 借 入 金	12,299
工 具、器 具 及 び 備 品	93	繰 延 税 金 負 債	2,563
そ の 他	103	そ の 他	74
無 形 固 定 資 産	23,254	負 債 合 計	26,453
ソ フ ト ウ エ ア	374	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	12,861	株 主 資 本	14,998
顧 客 関 連 資 産	9,312	資 本 金	47
技 術 資 産	365	資 本 剰 余 金	12,217
そ の 他	340	利 益 剰 余 金	7,576
投 資 そ の 他 の 資 産	2,567	自 己 株 式	△4,843
投 資 有 価 証 券	1,192	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計	△198
繰 延 税 金 資 産	5	額	
敷 金	1,049	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△224
そ の 他	320	為 替 換 算 調 整 勘 定	26
資 産 合 計	41,252	純 資 産 合 計	14,799
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	41,252

# 連結損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高		36,786
売 上 原 価	価		13,600
売 上 総 利 益	益		23,186
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費		21,036
営 業 業 利 益	益		2,150
営 業 外 収 益	益		
受 取 利 息	息	22	
受 取 和 解 金	金	372	
助 成 金 収 入	入	6	
そ の 他	他	59	460
営 業 外 費 用	用		
支 払 利 息 料	料	173	
業 務 委 託 費 用 消 減	減	101	
株 式 報 酬 費 用	用	63	
そ の 他	他	70	408
経 常 利 益	益		2,202
特 別 利 益	益		
特 別 関 係 会 社 株 式 売 却 益	益	155	
特 別 事 業 譲 渡 益	益	48	
特 別 固 定 資 産 売 却 益	益	1	205
特 別 固 定 資 産 損 失	損		
特 別 固 定 資 産 売 却 損	損	1	
特 別 固 定 資 産 廃 棄 損	損	1	
特 別 退 職 給 付 制 度 終 了 損	損	25	27
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	益		2,380
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	税	1,092	
法 人 税 等 調 整 額	額	312	1,404
当 期 純 利 益	益		975
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	益		975

# 連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	47	14,196	6,601	△621	20,223
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			975		975
自己株式の取得				△5,326	△5,326
自己株式の処分		△98		643	545
株式交換による変動		70		459	530
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△1,950			△1,950
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△1,978	975	△4,222	△5,225
当期末残高	47	12,217	7,576	△4,843	14,998

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額 合計		
当期首残高	△40	25	△14	10	20,219
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					975
自己株式の取得					△5,326
自己株式の処分					545
株式交換による変動					530
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					△1,950
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△184	0	△184	△10	△195
当期変動額合計	△184	0	△184	△10	△5,420
当期末残高	△224	26	△198	－	14,799

## 連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称

株式会社メドレーフィナンシャルサービス

なお、株式会社パシフィックメディカル、株式会社グッピーズについては、吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。また、株式会社メディパスについては、全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社ASFON TRUST NETWORKの決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① その他有価証券

市場価格のない	……………	時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、
株式等以外のもの		売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない	……………	移動平均法による原価法を採用しております。
株式等		

##### ② 棚卸資産

商品及び製品	……………	総平均法又は個別法による原価法（収益性の低下による簿価の切下げの方法）を採用しております。
仕掛品	……………	個別法による原価法（収益性の低下による簿価の切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 4～18年

工具、器具及び備品 3～20年

無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間  
(5年以内)

顧客関連資産 7～20年

技術資産 7年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんは、効果の発現する見積期間（20年以内）を償却年数とし、定額法により均等償却しております。また、重要性の乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

(i)人材プラットフォーム事業

成功報酬型の採用システム「ジョブメドレー」は、顧客事業所が「ジョブメドレー」経由で求職者を採用した場合、入職日で履行義務を充足していることから、当該時点で収益を認識しております。なお、採用した求職者が早期退職となった場合、成果報酬の一部を返金しております。そのため、当連結会計年度末時点において早期退職期間を経過していない成果報酬に過去の実績を勘案し、返金の発生見込額を返金負債として認識しております。

また、閲覧課金型の人材採用システム「グッピー求人」は、求人が閲覧された時点で履行義務を充足していることから、当該時点で収益を認識しております。

(ii)医療プラットフォーム事業

無床医科診療所向けクラウド診療支援システム「CLINICS」及び調剤薬局向けシステム「MEDIXS」は、顧客との契約期間にわたりサービスの提供を行うことで履行義務が充足されるため、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

また、病院向け電子カルテ「MALL」は、顧客が製品を検収した時点で履行義務を充足することから、当該時点で収益を認識しております。

なお、「その他の収益」には、金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料が含まれております。

(iii)新規開発サービス

老人ホーム・介護施設紹介サービスの「みんかい」は、入居者が「みんかい」経由で老人ホーム・介護施設に入居した時点で履行義務を充足していることから、当該時点で収益を認識しております。なお、入居者が早期退去となった場合、成果報酬の一部を返金しております。そのため、当連結会計年度末時点において早期退去期間を経過していない成果報酬に過去の実績を勘案し、返金の発生見込額を返金負債として認識しております。

②繰延資産の処理方法

3年間で均等償却しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### (のれん及び顧客関連資産の評価)

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
のれん	12,861
顧客関連資産	9,312

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①金額の算定方法

のれん及び顧客関連資産は、連結子会社の買収の際に発生したものであります。子会社化時点において価値算定の対象となった事業計画に基づき算定した取得原価は、受け入れた資産（顧客関連資産含む）及び引き受けた負債へ配分し、取得原価と取得原価の配分額（純額）との差額をのれんとして識別しております。当連結会計年度末においては、効果の発現する見積期間で償却した後の残存価額を、連結貸借対照表の無形固定資産に計上しております。

当社グループは、投資意思決定時の単位を基礎として資産のグルーピングを行い、減損の兆候を判定しております。一部の資産グループ（のれん含む）において、取得後当初はのれん償却費控除後の営業損益がマイナスとなる場合がありますが、実際のマイナスの額が買収時の事業計画におけるマイナスの額よりも著しく下方に乖離していないときには、減損の兆候はないと判断しております。

のれん及び顧客関連資産を含む資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、減損損失を認識すべきであると判定された場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上することとしております。

なお、当連結会計年度において、のれん及び顧客関連資産に対して減損損失は計上しておりません。

##### ②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損の兆候判定の基礎となる買収時の事業計画における主要な仮定は、当社グループとのシナジーや利用可能な情報により設定した売上高成長率及び顧客減少率等であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類における影響

上記の仮定は経営者による最善の見積りにより決定しておりますが、競合他社や市場環境の変化等により影響を受ける可能性があり、不確実性が伴っております。そのため、買収時の事業計画と実績が大幅に乖離した場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれん又は顧客関連資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	2,900百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	2,900百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 376百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 32,738,600株

(2) 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 136,600株

## 金融商品に関する注記

### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、資金調達については銀行借入や増資による方針であります。また、資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行4行との間にコミットメントライン契約を締結しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。回収遅延債権については、定期的に各担当者に報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

営業債務である未払金等は全てが1年以内に支払期日が到来するものであります。また、これらの営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

借入金の使途は今後の事業規模拡大を見据え運転資金等の資金需要の増加に備えるものです。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理に関しては、資金計画は四半期ごとに見直しを行い、必要となる資金を計画的に調達しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注）参照）。また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	575	575	-
(2) 敷金	1,049	768	△281
資 産 計	1,625	1,343	△281
(1) 長期借入金	16,086	15,820	△265
負 債 計	16,086	15,820	△265

（注）市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	617

これらについては、「投資有価証券」に含めておりません。

## 3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観測可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 社債（転換社債型新株予約権付社債）	-	-	575	575
資産計	-	-	575	575

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	768	-	768
資産計	-	768	-	768
長期借入金	-	15,820	-	15,820
負債計	-	15,820	-	15,820

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

社債(転換社債型新株予約権付社債)の時価は、外部の評価専門家等から入手した価格によって、割引率等の重要な観察できないインプットを用いて算定しており、レベル3の時価に分類しております。

敷金

敷金については、返還予定時期を合理的に見積り、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートで割引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の固定金利によるものは、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

外部の評価専門家等から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

②期首残高から当期末残高への調整表、当連結会計年度の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	投資有価証券
期首残高	359
当連結会計年度の損益又はその他の包括利益	△184
損益に計上	-
その他の包括利益に計上	△184
購入、売却、発行及び決済の純額	400
レベル3の時価への振替	-
レベル3の時価からの振替	-
期末残高	575
当連結会計年度の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融商品の評価損益	-

③時価の評価プロセスの説明

当社において、時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価のものは、全て第三者から入手した価格を使用しております。第三者から入手した価格を使用するにあたっては、使用されている評価技法及びインプットの確認等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

株価変動性が著しく上昇（下落）した場合、投資有価証券の時価の著しい増加（減少）が生じます。また、割引率が著しく上昇（下落）した場合、投資有価証券の時価の著しい減少（増加）が生じます。

## 収益認識に関する注記

### 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	人材プラットフォーム事業	医療プラットフォーム事業	新規開発サービス	計	
顧客との契約から生じる収益	26,319	9,006	1,088	36,414	36,414
その他の収益	－	372	－	372	372
外部顧客への売上高	26,319	9,378	1,088	36,786	36,786

### 2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4.会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ①収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3.当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

##### ①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	3,042
契約負債	2,306

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表において「受取手形及び売掛金」に含まれております。契約負債は、約束したサービスの支配が顧客に移転するより前に、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

##### ②当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,109百万円であります。

##### ③当連結会計年度中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容

当連結会計年度における契約資産及び契約負債の増加は、主として企業結合により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下の通りであります。

なお、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約等については、注記の対象から除外しております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	470
1年超	787
合計	1,258

企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

1. 株式会社ASFON TRUST NETWORKの株式取得

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社ASFON TRUST NETWORK
事業の内容	介護施設入居希望者の介護施設への紹介事業等

② 企業結合を行った主な理由

株式会社ASFON TRUST NETWORKは、「みんかい」事業の展開を通じて、病院・居宅介護支援事業所等の紹介元と、入居者及びそのご家族からの高いブランド認知と信頼を築いてまいりました。本件により当社グループは、退院調整サービスの強化を図ります。具体的には、当社の退院調整システム「れんけーさん」を含む、退院調整サービスを機能拡張し、病院のみならず、株式会社ASFON TRUST NETWORKの紹介元である居宅介護支援事業所に対しても利用促進してまいります。また、当社の介護施設紹介Webサービスと対面でのサービスの提供を強みとする株式会社ASFON TRUST NETWORKの「みんかい」事業により、多様な顧客のニーズへ対応してまいります。

③ 企業結合日

2025年1月6日（みなし取得日 2025年1月1日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称  
変更はありません。

⑥取得した議決権比率  
企業結合日に取得した議決権比率 100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠  
当社が現金を対価とした株式の取得により、株式会社ASFON TRUST NETWORKの議決権を100%取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間  
2025年1月1日から2025年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,300百万円
<hr/>		
取得原価		1,300百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額  
アドバイザーに対する報酬等 15百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

①発生したのれん  
1,070百万円

②発生原因  
主として今後の事業展開から期待される将来の超過収益力によるものであります。

③償却方法及び償却期間  
のれんは、効果の発現する見積期間(20年以内)を償却年数とし、定額法により均等償却しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	381百万円
固定資産	476百万円
資産合計	858百万円
流動負債	198百万円
固定負債	430百万円
負債合計	629百万円

2. アクシスルートホールディングス株式会社及びその子会社の株式取得

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	事業の内容
アクシスルートホールディングス株式会社	医療分野におけるシステムの企画、開発、運用、及び販売等を営む会社の株式又は持分を所有することによって当該会社の事業活動を支配及び管理する業務
株式会社アクシス	医療分野におけるシステムの企画、開発、運用及び販売等
アクシスイノベーション株式会社	インターネットシステムによる経営コンサルティング等

※ 株式会社アクシス及びアクシスイノベーション株式会社は、アクシスルートホールディングス株式会社の100%子会社です。

② 企業結合を行った主な理由

アクシスルートホールディングス株式会社は、医療従事者の業務効率化及び患者が円滑に医療を受けることを支援するサービス等を提供しております。特に、中核子会社の株式会社アクシスが開発・提供するクラウド型電子薬歴の「Medixs」は、優れた UI/UX や在宅医療支援機能等を背景に、高い顧客満足度を誇っています。本株式取得により、当社「Pharms」の顧客基盤を活用した「Medixs」の顧客事業所数の拡大を進めることは、当社の調剤領域における ARPU の改善に繋がります。そのため、当社の基本戦略である「顧客事業所数の最大化及び ARPU の改善」において強い相互補完関係にあると判断し、調剤領域における当社グループの提供価値が大きく拡大するものと考えております。

③ 企業結合日

2025年1月31日（みなし取得日 2025年2月28日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

企業結合日に取得した議決権比率 76.7%

（注）議決権比率は、株式併合の効力発生前の株式数に基づき算出しております。

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とした株式の取得により、アクシスルートホールディングス株式会社の議決権の過半数を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年3月1日から2025年8月31日まで

（注）アクシスルートホールディングス株式会社及びその子会社は、2025年9月1日を効力発生日として、当社へ吸収合併しております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	6,138百万円
取得原価		6,138百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬等 35百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

5,187百万円

②発生原因

主として今後の事業展開から期待される将来の超過収益力によるものであります。

③償却方法及び償却期間

のれんは、効果の発現する見積期間(20年以内)を償却年数とし、定額法により均等償却しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,161百万円
固定資産	2,879百万円
資産合計	4,041百万円
流動負債	1,646百万円
固定負債	1,155百万円
負債合計	2,802百万円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(株式併合による子会社株式の追加取得)

(1) 取引の概要

①被取得企業の名称

アクシスルートホールディングス株式会社

②追加取得日

2025年4月18日 (みなし取得日 2025年3月1日)

③法的形式

現金を対価とする株式取得

④取得した議決権比率

追加取得前の議決権比率	76.70%
追加取得した議決権比率	15.90%
追加取得後の議決権比率	92.60%

(注)議決権比率は、株式併合の効力発生前の株式数に基づき算出しております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,269百万円
取得原価		1,269百万円

(4) 非支配株主との取引に係る持分変動に関する事項

非支配株主からの子会社株式の取得により、資本剰余金が1,072百万円減少しております。

(簡易株式交換による完全子会社化)

(1) 本株式交換の概要

①株式交換完全子会社の名称

アクシスルートホールディングス株式会社

②株式交換の効力発生日

2025年4月30日（みなし取得日 2025年3月1日）

③法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、アクシスルートホールディングス株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換

④取得した議決権比率

追加取得前の議決権比率	92.60%
簡易株式交換により取得した議決権比率	7.40%
追加取得後の議決権比率	100.00%

(注)議決権比率は、株式併合の効力発生前の株式数に基づき算出しております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 取得原価の算定に関する事項

①取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	当社普通株式(自己株式)	530百万円
取得原価		530百万円

②株式交換に係る割当の内容

会社名	当社 (株式交換完全親会 社)	アクシスルートホールディ ングス株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当比率	1	158,718
本株式交換により割当交付し た株式数	当社普通株式：158,718株	

当社は、本株式交換の株式交換比率の算定にあたり、公平性、妥当性を確保するため、当社並びにアクシスルートホールディングス株式会社から独立した第三者機関に株式交換比率の算定を依頼しております。

(注1) アクシスルートホールディングス株式会社の1株当たり株式価値の算定において、株式併合による株式数の減少を考慮しております。

(注2) 当社の交付する株式は、全てその保有する自己株式を充当しました。

(4) 非支配株主との取引に係る持分変動に関する事項

非支配株主からの子会社株式の取得により、資本剰余金が438百万円減少しております。

(子会社株式の売却)

(1) 子会社株式売却の理由

当社は、オンライン研修システム事業の取得を目的として、2021年3月に株式会社メディアパスを子会社化しました。その後、オンライン研修システム事業は、当社に事業移管し、「ジョブメドレーアカデミー」へのリブランディングの下、成長を続けています。一方、在宅医療機関・介護事業者向け経営サポート事業を営む株式会社メディアパスも安定的な業績の継続をしておりましたが、テクノロジー事業とは異なる事業性質であることから、子会社化後3年間、追加投資を実施しない状態が続いておりました。2024年に入り、株式会社メディアパスの経営陣より、中長期的な視点から独自の成長戦略を推進したい旨の申し出を受けました。当社は、MBO方式による本件実行が双方にとって最善であると判断し、株式会社メディアパスの代表取締役である小田弘氏が新設し、その発行済株式の全てを所有する株式会社メディアパスホールディングスに対し、株式会社メディアパスの全株式を譲渡することにいたしました。

(2) 子会社株式売却の内容

- ① 売却する相手会社の名称：株式会社メディパスホールディングス
- ② 売却の時期：2025年1月6日
- ③ 売却価額：928百万円
- ④ 売却損益：155百万円

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	478円95銭
1株当たり当期純利益	30円62銭

重要な後発事象に関する注記

(多額な資金の借入)

当社は、2026年1月22日開催の取締役会において、長期運転資金及び自己株式取得資金に充当する目的で、以下の借入を行うことを決議し、2026年1月30日付で実行しております。

借入先	株式会社みずほ銀行	株式会社三井住友銀行
借入金額	3,500百万円	1,500百万円
借入金利	基準金利＋スプレッド	
借入実行日	2026年1月30日	2026年1月30日
返済予定日	2031年1月31日	2031年1月31日
担保の有無	無	無
保証の有無	無	無

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,885	流動負債	10,446
現金及び預金	6,497	1年内返済予定の長期借入金	3,778
売掛金	2,406	未払金	2,510
未収入金	756	未払費用	360
前払費用	498	未払法人税等	180
関係会社短期貸付金	2,085	契約負債	2,306
その他	695	預り金	494
貸倒引当金	△53	その他の引当金	111
固定資産	27,569	その他	703
有形固定資産	406	固定負債	14,705
建物	302	長期借入金	12,207
工具、器具及び備品	64	繰延税金負債	2,459
その他	39	その他	38
無形固定資産	21,306	負債合計	25,151
ソフトウェア	362	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	94	株主資本	15,527
のれん	11,253	資本金	47
顧客関連資産	9,226	資本剰余金	14,496
技術資産	365	資本準備金	6,704
その他	3	その他資本剰余金	7,792
投資その他の資産	5,857	利益剰余金	5,827
投資有価証券	1,192	その他利益剰余金	5,827
関係会社株式	2,491	繰越利益剰余金	5,827
関係会社長期貸付金	912	自己株式	△4,843
敷金	1,011	評価・換算差額等	△224
その他	270	その他有価証券評価差額金	△224
貸倒引当金	△20	純資産合計	15,302
資産合計	40,454	負債・純資産合計	40,454

# 損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	29,582
売上原価	10,774
売上総利益	18,807
販売費及び一般管理費	16,073
営業利益	2,734
営業外収益	
受取利息	44
受取和解金	372
助成金収入	6
業務委託料	310
その他	17
営業外費用	
支払利息	165
業務委託料	97
株式報酬費用	63
その他	39
経常利益	3,119
特別利益	
関係会社株式売却益	238
固定資産売却益	1
特別損失	
固定資産売却損	0
固定資産廃棄損	0
退職給付制度終了損	25
関係会社株式評価損	0
抱合せ株式消滅差損	3,665
税引前当期純損失	333
法人税、住民税及び事業税	925
法人税等調整額	263
当期純損失	1,523

# 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	47	6,704	7,820	14,524	7,350	7,350
当期変動額						
当期純損失					△1,523	△1,523
自己株式の取得						
自己株式の処分			△98	△98		
株式交換による変動			70	70		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	△28	△28	△1,523	△1,523
当期末残高	47	6,704	7,792	14,496	5,827	5,827

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	△621	21,301	△40	△40	21,261
当期変動額					
当期純損失		△1,523			△1,523
自己株式の取得	△5,326	△5,326			△5,326
自己株式の処分	643	545			545
株式交換による変動	459	530			530
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			△184	△184	△184
当期変動額合計	△4,222	△5,773	△184	△184	△5,958
当期末残高	△4,843	15,527	△224	△224	15,302

## 個別注記表

### 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 ……移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券 ……市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～18年

工具、器具及び備品 3～20年

無形固定資産 ……定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間  
(5年以内)

顧客関連資産 12～20年

技術資産 7年

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) のれんの償却に関する事項

のれんは、効果の発現する見積期間（20年以内）を償却年数とし、定額法により均等償却しております。また、重要性の乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

(5) その他計算書類の作成のための重要な事項

①収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

(i)人材プラットフォーム事業

成功報酬型の採用システム「ジョブメドレー」は、顧客事業所が「ジョブメドレー」経由で求職者を採用した場合、入職日で履行義務を充足していることから、当該時点で収益を認識しております。なお、採用した求職者が早期退職となった場合、成果報酬の一部を返金しております。そのため、当事業年度末時点において早期退職期間を経過していない成果報酬に過去の実績を勘案し、返金の発生見込額を返金負債として認識しております。

また、閲覧課金型の人材採用システム「グッピー求人」は、求人が閲覧された時点で履行義務を充足していることから、当該時点で収益を認識しております。

(ii)医療プラットフォーム事業

無床医科診療所向けクラウド診療支援システム「CLINICS」及び調剤薬局向けシステム「MEDIXS」は、顧客との契約期間にわたりサービスの提供を行うことで履行義務が充足されるため、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

また、病院向け電子カルテ「MALL」は、顧客が製品を検収した時点で履行義務を充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(iii)新規開発サービス

老人ホーム・介護施設紹介サービスの「みんかい」は、入居者が「みんかい」経由で老人ホーム・介護施設に入居した時点で履行義務を充足していることから、当該時点で収益を認識しております。なお、入居者が早期退去となった場合、成果報酬の一部を返金しております。そのため、当事業年度末時点において早期退去期間を経過していない成果報酬に過去の実績を勘案し、返金の発生見込額を返金負債として認識しております。

## 表示方法の変更に関する注記

### (損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示していた「業務受託料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

また、前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示していた「株式報酬費用消滅損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### (のれん及び顧客関連資産の評価)

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
のれん	11,253
顧客関連資産	9,226

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
関係会社株式	2,491
関係会社株式評価損	0

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算定方法

関係会社株式は、取得時点において価値算定の対象となった事業計画に基づき算定しております。関係会社株式はいずれも、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ著しく低下したときには、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き、相当の減損処理を行うこととしております。また、関係会社の超過収益力等を反映して、計算書類から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で関係会社の株式を取得している場合において、超過収益力等の減少により実質価額が取得原価に比べ著しく低下したときには、相当の減損処理を行うこととしております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

実質価額に含まれる超過収益力は買収時の事業計画に基づき算出しております。当該事業計画の主要な仮定は、当社とのシナジーや利用可能な情報により設定した売上高成長率等であります。

③翌事業年度の計算書類における影響

上記の仮定は経営者による最善の見積りにより決定しておりますが、競合他社や市場環境の変化等により影響を受ける可能性があり、不確実性が伴っております。そのため、実績が事業計画から著しく下方に乖離するなどして、実質価額が著しく下落し、減損損失を認識する必要が生じた場合には、関係会社株式評価損として認識する可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

### (1) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	2,900百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	2,900百万円

### (2) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	134百万円
短期金銭債務	56百万円

### (3) 有形固定資産の減価償却累計額 154百万円

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

営業取引による取引高	604百万円
営業取引以外による取引高	336百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	1,838,986株
------	------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式	0百万円
資産調整勘定	106百万円
減価償却超過額	186百万円
未払金	90百万円
その他の引当金	38百万円
株式報酬費用	69百万円
監査報酬否認	20百万円
貸倒引当金	25百万円
その他有価証券	79百万円
資産除去債務	26百万円
契約負債	352百万円
その他	49百万円
繰延税金資産小計	<u>1,046百万円</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金	<u>△88百万円</u>
評価性引当額小計	<u>△88百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>957百万円</u>

(繰延税金負債)

顧客関連資産	3,263百万円
技術資産	129百万円
その他	24百万円
繰延税金負債合計	<u>3,417百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>2,459百万円</u>

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 会社等

#### 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社コミ ユニティメデ ィカル	所有 直接：100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	1,007	関係会社 短期貸付金	115
						関係会社 長期貸付金	892
	株式会社メド レーフィナン シャルサービ ス	所有 直接：100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	1,700	関係会社 短期貸付金	1,700

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

### 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

「連結注記表 企業結合に関する注記 (取得による企業結合)」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(株式併合による子会社株式の追加取得)

「連結注記表 企業結合に関する注記 (株式併合による子会社株式の追加取得)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(簡易株式交換による完全子会社化)

「連結注記表 企業結合に関する注記 (簡易株式交換による完全子会社化)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(子会社株式の売却)

「連結注記表 企業結合に関する注記 (子会社株式の売却)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(共通支配下の取引等)

(1) 企業結合の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業	事業の内容
株式会社オフショア	医療分野におけるパッケージシステム開発・導入・運用、及び関連付帯サービス、病院・生活者間におけるエンゲージメント支援等
株式会社グッピーズ	医療・介護・福祉に特化した人材サービス事業及び健康管理アプリを活用したヘルスケア事業
株式会社パシフィックメディカル	電子カルテシステムの開発及び販売、受託システムの請負サーバー機器の保管及び保守、システム導入に関する企画・設計及びコンサルティング
アクシスルートホールディングス株式会社	医療分野におけるシステムの企画、開発、運用、及び販売等を営む会社の株式又は持分を所有することによって当該会社の事業活動を支配及び管理する業務
株式会社アクシス	医療分野におけるシステムの企画、開発、運用及び販売等
アクシスイノベーション株式会社	インターネットシステムによる経営コンサルティング等

②企業結合日

結合当事企業	企業結合日
株式会社オフショア	2025年4月1日
株式会社グッピーズ	2025年4月1日
株式会社パシフィックメディカル	2025年9月1日
アクシスルートホールディングス株式会社	2025年9月1日
株式会社アクシス	2025年9月1日
アクシスイノベーション株式会社	2025年9月1日

### ③企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社オフショア、株式会社グッピーズ、株式会社パシフィックメディカル、アクシスルートホールディングス株式会社、株式会社アクシス及びアクシスイノベーション株式会社は解散いたしました。

### ④その他取引の概要に関する事項

シナジーの更なる発揮をはじめ、当社グループの成長を一層加速させることを目的とし、本合併を行いました。

## (2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

### 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	495円25銭
1株当たり当期純損失	47円80銭

### 重要な後発事象に関する注記

（多額な資金の借入）

「連結注記表 重要な後発事象に関する注記（多額な資金の借入）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(共通支配下の取引等)

当社は、2025年10月27日開催の取締役会において、当社の子会社である株式会社ASFON TRUST NETWORKを吸収合併することを決議いたしました。

(1) 企業結合の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

企業の名称 株式会社ASFON TRUST NETWORK

事業の内容 介護施設入居希望者の介護施設への紹介事業等

②企業結合日

2026年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社ASFON TRUST NETWORKは解散いたします。

④その他取引の概要に関する事項

シナジーの更なる発揮をはじめ、当社グループの成長を一層加速させることを目的とし、本合併を行うことといたしました。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理を予定しております。

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社メドレー  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 内 基 明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 山 浩 平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴫 田 直 樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メドレーの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メドレー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 監査人が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社メドレー  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池 内 基 明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 山 浩 平

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鴫 田 直 樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メドレーの2025年1月1日から2025年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月24日

株式会社メドレー 監査役会

常勤監査役 表 昇 平 ㊟

社外監査役 蒲 地 正 英 ㊟

社外監査役 永 田 亮 子 ㊟

以 上